令和７年10月10日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

総務企画委員会記録

（ 第 １ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第１号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年10月10日（金曜日）
開　会　午前10時３分
散　会　午後５時31分
場　所　第７委員会室

本日の委員会に付した事件

１　令和７年第５回議会認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について（知事公室及び総務部所管分）
２　令和７年第５回議会認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
３　令和７年第５回議会認定第19号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

出　席　委　員

委員長　西　銘　啓史郎
副委員長　高　橋　　真
委　員　宮　里　洋　史　　徳　田　将　仁　　島　尻　忠　明　　呉　屋　　宏
　　島　袋　　大　　幸　喜　　愛　　玉　城　健一郎　　仲宗根　　悟
　　渡久地　　修　　当　山　勝　利　　大　田　　守

欠　席　委　員

なし

説明した者の職、氏名

知事公室長	溜　　政　仁
秘書防災統括監	石　川　欣　吾
秘書課長	新　垣　久美子
基地対策課長	玉　元　宏一朗
危機管理課長	古　堅　宗一朗
消防防災対策課長	照　屋　陽　一
辺野古新基地建設問題対策課長	出　井　　航
平和・地域外交推進課長	照　屋　真　子
平和・地域外交推進課副参事	川　満　孝　幸
総務部長	宮　城　嗣　吉
総務統括監	屋　我　はづき
財政統括監	白　井　勝　也
総務私学課長	松　堂　徳　明
総務私学課公文書管理審査監	笠　原　宗一郎
人事課長	仲　村　卓　之
行政管理課事務評価監	翁　長　富士男
財政課長	真栄田　義　泰

税務課長	平　良　友　弘
管財課長	祝　嶺　浩　之
管財課本庁舎改修推進室長	比　嘉　久　雄

○西銘啓史郎委員長　ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、知事公室長及び総務部長の出席を求めております。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和７年第５回議会認定第１号、同認定第７号及び同認定第19号の決算３件の調査を一括して議題といたします。

まず初めに、総務部長から総務部関係決算事項の概要説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長　委員の皆様、おはようございます。

本日も御審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは御説明いたします。

令和６年度総務部所管の一般会計並びに所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の２つの特別会計の歳入歳出決算について、ただいまタブレットで通知させていただきました令和６年度歳入歳出決算説明資料に基づいて、御説明申し上げます。

説明の都合上、ページを前後いたしますが、あらかじめ御了承ください。

３ページをお願いします。

総務部所管の歳入総額について御説明いたします。

総務部計の行、予算現額（Ａ）の欄6584億9278万130円、調定額（Ｂ）の欄6437億9234万4287円、収入済額（Ｃ）の欄6414億5527万2591円、うち過誤納金849万4639円、不納欠損額（Ｄ）の欄１億1029万8279円、収入未済額（Ｅ）の欄、22億3526万8056円となっております。調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.6％となっております。

４ページを御覧ください。

総務部所管の歳出総額について御説明いたします。

総務部計の行、予算現額（Ａ）の欄2699億8710万7900円、支出済額（Ｂ）欄2652億9604万1269円、翌年度繰越額（Ｃ）の欄21億3772万7700円、不用額25億5333万8931円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は98.3％となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明いたします。

５ページを御覧ください。

一般会計の歳入決算の概要について御説明いたします。

総務所管分の合計額は、予算現額（Ａ）の欄5847億5885万1130円、調定額（Ｂ）の欄5700億7546万1107円、収入済額（Ｃ）の欄5677億4958万2524円、うち過誤納金849万4639円、不納欠損額（Ｄ）の欄１億1029万8279円、収入未済額（Ｅ）の欄22億2407万4943円、収入比率は99.6％となっております。

収入済額（Ｃ）の欄の主なものは、４行目の（款）県税、1638億6927万1279円、７ページに飛びまして、19行目の（款）地方交付税2383億8061万7000円であります。

５ページに戻りまして、収入済額のうち過誤納金の主なものは、４行目の（款）県税816万7729円であります。過誤納金の主な理由としては、県税に係る減額更正等による過誤納で、出納整理期間中に還付処理ができない分であります。

不納欠損額（Ｄ）の欄の主なものは、同じく４行目の（款）県税１億1029万7507円であります。その主なものは、５行目の（項）県民税１億338万3304円となっております。不納欠損の主な理由としては、滞納処分できる財産がない、滞納者の所在不明等の理由により、関係法令に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

次に、収入未済額（Ｅ）の欄について、その主なものを（款）ごとに御説明いたします。

４行目の（款）県税20億8616万1651円について、その主なものは、５行目の（項）県民税14億8946万100円、９行目の（項）事業税２億9151万8564円、15行目の（項）不動産取得税１億8692万955円、６ページに飛びまして５行目の（項）自動車税１億1824万3632円となっております。収入未済額の主な要因としては、県税の納税者の給与の減収、失業、疾病などによる経済的理由や法人の経営不振による資金難、倒産、代表者の所在不明等による滞納及び猶予制度の適用などによるものです。

８ページを御覧ください。

19行目の（款）財産収入の収入未済額4785万3932

円は、21行目の（目）財産貸付収入で生じており、その主な要因は、県有地の借地人の高齢化、疾病、雇用事情や事業不振等による収入の減などの経済的理由によるものであります。

９ページを御覧ください。

15行目の（款）諸収入の収入未済額9001万9278円の主なものは、18行目の（目）加算金3999万3772円、10ページに飛びまして３行目の（目）違約金及び延納利息3561万4955円で、その主な要因は、（目）加算金で修正・更正を行った法人の経営不振による資金難や倒産、（目）違約金及び延納利息で、財産貸付収入と同じく、借地人の疾病や事業不振等、主に経済的理由によるものであります。

11ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管分の合計額は、予算現額（Ａ）の欄1962億5317万8900円に対し、支出済額（Ｂ）の欄1917億8120万9169円、翌年度繰越額（Ｃ）の欄21億3772万7700円、不用額23億3424万2031円、執行率は97.7％となっております。

繰越額（Ｃ）の欄につきましては、４行目の（款）総務費、10行目の（目）財産管理費における５つの事業において明許繰越として計上しているものであります。

繰越の主な理由としまして、公共施設マネジメント推進事業において、入札不調や施設運営上の制限、資材の納入遅れ、受注者による現場確認の結果、改修を要する箇所が想定よりも増えた施設での設計または工事に時間を要し、年度内に完了することが困難になったこと、本庁舎行政棟改修事業において、２度の入札不調が生じたこと等によるものであります。

次に不用額について、その主なものを（款）ごとに御説明申し上げます。

４行目の（款）総務費の不用額19億7026万8063円は、主に７行目の（目）人事管理費の職員退職手当事業費において、退職者数が見込みを下回ったこと、また、10行目の（目）財産管理費の公共施設マネジメント推進事業において、技術職のいない所管課での執行が進まなかったこと、改修箇所が想定より少なくなった施設があったこと、費用削減等により執行残が生じたこと等により不用が生じたものであります。

12ページを御覧ください。

１行目の（款）公債費の不用額4492万5270円は主に３行目の（目）元金で、元金償還金が見込みよりも減になったことによる不用であります。

７行目の（款）諸支出金の不用額１億1904万8698円は、主に、次の13ページ、20行目（目）法人事業税交付金において、法人事業税が見込みより少なかったことにより、県が市町村に交付する法人事業税交付金の交付額に残が生じたことによる不用であります。

14ページを御覧ください。

（款）予備費の不用額２億円については、年度内の緊急支出に備え予算措置しておりましたが、充用がなかったため不用となったものであります。

以上が令和６年度一般会計における総務部の決算概要であります。

引き続き特別会計の決算概要について御説明いたします。

15ページを御覧ください。

所有者不明土地管理特別会計について御説明いたします。

当会計は、沖縄戦で公図及び公簿類の焼失に起因する所有者不明土地を県が管理及び調査するための特別会計であります。

まず歳入決算の概要について御説明いたします。

合計で、予算現額（Ａ）の欄２億941万2000円、調定額（Ｂ）の欄２億2571万6362円、収入済額（Ｃ）の欄２億1452万3249円、収入未済額（Ｅ）の欄1119万3113円となっております。収入未済額の主なものは、４行目の（款）財産収入の579万5429円、12行目の（款）諸収入の539万7684円で、借地人等の経済的理由によるものであります。

16ページを御覧ください。

次に歳出決算の概要について御説明いたします。

合計で、予算現額（Ａ）の欄２億941万2000円に対し、支出済額（Ｂ）の欄2366万5282円、不用額１億8574万6718円となっております。不用額の主なものは、８行目の（款）予備費で、県が管理する所有者不明土地において、災害等不測の事態が発生した場合の緊急対応に用いる経費である予備費の支出がなかったこと等によるものであります。

17ページを御覧ください。

次に公債管理特別会計について御説明いたします。

当会計は、県債の元金償還及び利子支払、借換債の発行等公債費に関する収支を一般会計と区別して管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明いたしま

す。

合計で予算現額（Ａ）の欄735億2451万7000円に対し、調定額（Ｂ）の欄及び収入済額（Ｃ）の欄は同額で、734億9116万6818円となっております。

18ページを御覧ください。

歳出決算の概要について御説明申し上げます。

合計で、予算現額（Ａ）の欄735億2451万7000円に対し、支出済額（Ｂ）の欄734億9116万6818円、不用額3335万182円となっております。不用額の主なものは、６行目の（目）元金の3010万90円で、一般会計の（款）公債費と同様に、元金償還金が見込みよりも減になったことによる不用であります。

以上が、総務部所管の一般会計及び特別会計の令和６年度歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　総務部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言する必要がありますので御留意ください。

総括質疑の提起があった場合は、委員長から総括質疑を提起した委員に対し、誰に、どのような項目を聞きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

総括質疑の項目等については、10月14日、２日目の本委員会質疑終了後に、改めて、理由の確認や意見交換等の整備を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようにお願いいたします。

休憩します。

（休憩中に、質疑時間を譲渡する委員の確認）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

それでは、これより直ちに総務部関係決算事項に対する質疑を行います。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　よろしくお願いします。

歳入歳出決算説明資料の７ページをお願いいたします。

森林環境譲与税についてなんですけれども、収入の予算の推移と、それがどの基金に積み上がっているのかという御説明をお願いいたします。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

森林環境譲与税の財源となる森林環境税から説明させていただきますと、令和６年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税、まず財源になっております。市区町村によって個人住民税の均等割と合わせて１人年額1000円が課税されて財源となっていると。それで国のほうで集めて、国からの配分に当たっては、各都道府県の私有林人工林面積、林業就業者数、あと人口に基づいて配分されているという仕組みになっています。

ちなみに国から譲与される分率は県のほうが１に対して、市町村は９の割合で割り振りしております。国からの譲与の推移につきましては、令和４年度が2546万8000円、令和５年度が2546万8000円、令和６年度が2316万6000円となっております。

受け入れた森林環境譲与税は、森林整備促進基金に積立てて市町村の支援等に活用しているという状況です。

○宮里洋史委員　令和５年までが復興特別所得税の中での配分だったと思います。住民税が均等割に変わって、今後もこの制度が変わる。収入の取る先が変わっても、県や市町村に入ってくる収入というのは減らないですか。今までと同様なのかというのをお聞かせください。

○真栄田義泰財政課長　１人年額当たりの1000円の課税規模については同額になっていますので、規模感としては今後も変わらないと見込んでおります。

○宮里洋史委員　それでは10ページ、お願いいたします。

臨時財政対策債の部分であります。令和６年度新規借入れ、発行可能額は満額で借りたのかということと、令和６年度臨時財政対策債の借換えについては可能額と実行額の差額があるのか、お聞かせください。

○真栄田義泰財政課長　令和６年度に新規で借り入れた臨財債の借入状況については、発行額と同額の10億9500万を借り入れております。

○宮里洋史委員　10億。

○真栄田義泰財政課長　新規の部分です。新規で予算化された部分が10億だったので、その部分については全額借り入れているというところです。あと臨時財政対策債の借換債については、予算額115億円の全額を臨時財政対策債で借換えを行っているという状況です。

○宮里洋史委員　分かりました。ありがとうございます。

それでは、沖縄県歳入歳出決算審査意見書、基金運用状況審査意見書の14ページをお願いいたします。

一般質問でも質問させていただきました基金の運用の部分であります。その中で、令和５年度の基金運用収入が7800万、令和６年度１億5300万ということで上がっているんですけれども、この基金運用の中の債券で運用した部分が、利回りが高くて収入が上がると思うんですけれども。特に説明で聞いているのは、基金ごとに運用しているということなので、その債券運用での収入の主な基金はどこになるのか、教えてください。

○真栄田義泰財政課長　御質問のあった部分については、出納事務局のほうの所管になっていまして、聞いている部分について、お答えします。詳細の部分については、また出納事務局に確認していただければと思うのですが、聞いている部分だけでよろしいですか。

主なものとしては、市町村振興資金貸付金、産業振興基金、中山間地域ふるさと農村活性化基金、あとは森林整備担い手対策基金というのが聞いているところによると、そういったのが主になっているというのは聞いています。

申し訳ありませんが、詳細についてはどういった運用しているか等、出納事務局に確認していただければと思うんですけれども、よろしいですか。

○宮里洋史委員　次は、沖縄県内部統制評価報告書に行きます。

６ページなんですけれども、これはリスク識別発現数と発現率があって、財務情報管理業務を含む管理等々あるんですけれども、その中で業務・服務管理の部分です。発現率が6.5％なんですけれども、服務管理の職員の意識や資質の不備が12.6％だったんです。この評価報告書21ページの（ウ）業務・服務管理に関する事務の中で服務管理では不備等件数が38件あって、公用車の運転とか、業務の過重等々書いてあります。チェック体制の不備とかあるんですけれども、そのほかに職員の態度というか取組の不備とかと書いていたので、その具体的な内容がほかにあれば、お答えください。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　お答えします。

公用車の事故とか、不注意等によるもの以外に職員の勤務管理、押印ですとか会計年度任用職員の押印漏れ、その確認漏れとかといった確認不足等がその主なもの以外のものとして、事例として挙げられているところでございます。

○宮里洋史委員　私が少し気になったのは、職員の意識や資質の不備というのが業務管理で188件、服務管理で199件、公用車の使い方であったりとか、押印漏れだったりとかあるんですけれども、この文言の資質の不備とかということがちょっと重いのかなと思うので、やはりほかの監査とかでも重要な不具合というか、財務が結構多かったと思うんですけれども、この不備が多数にあったみたいな報告も受けている中で、やはりそういったシステムも大事なんですけれど、意識もとても大事で、皆さん業務に当たられていると思うんですけれども。今後そういったことにならないようにする教育だったりとか、チェックの仕方だったりとか、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　職員の不注意、確認不足とかいった職員の意識によるものについての対策ということで、そういったミスを防ぐために、まず職場の確認体制というのがございます。職員１人でやるということではなくて複数で確認していくところ、そういった職場の複数の目でチェックしていくというようなところ、こういった不備の数を周知しながら、全庁で注意喚起していきたいと考えているところです。

○宮里洋史委員　ありがとうございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員から基金の運用については出納事務局で質疑する予定であると前置きの上、知事に対して、臨時財政対策債の借換えについて及び基金の運用についての総括質疑の申出があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　執行部の皆さん、おはようございます。

それでは質疑をさせていただきます。

令和６年主要施策の説明資料の中から質問させていただきます。

35ページ。在米沖縄関係資料収集公開事業の中から質問させていただきます。本事業の米国での資料の収集方法というところを教えていただきたいんですけれど。県職員が出向しているのか、それとも現地の人を雇っているのか、お聞かせください。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

在米沖縄関係資料収集公開事業は、米国国立公文書館に所蔵されている沖縄戦や戦後の米国統治時代の沖縄に関する写真、空中写真及び動画を収集し、インターネットで公開する事業となっております。

写真の収集については、委託先である公益財団法人沖縄県文化芸術振興会の職員が渡米し、２週間程度現地に滞在した上で、持参したポータブルスキャナで複写を行っております。それから、空中写真と動画の収集については、委託先である公益財団法人沖縄県文化芸術振興会が、米国国立公文書館の指定する現地の業者と委託契約を締結の上、収集しているところでございます。

○徳田将仁委員　この委託先の契約ですけれど、随契ですか、それとも入札ですか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

空中写真等動画の収集については、委託先である公益財団法人沖縄県文化芸術振興会が、米国国立公文書館の指定する現地の業者と委託契約を締結の上、収集しております。

委託先についてですけれども、こちらについては、在米沖縄関係資料収集公開事業では、米国国立公文書館から沖縄関係の写真、空中写真及び動画の複製物を収集する資料の収集業務と、収集した資料が公開に適しているかを確認し、公開する資料の目録を作成する資料整理業務の２つの業務を実施しているところです。このうち、資料収集業務については、入札により公益財団法人沖縄県文化芸術振興会と委託契約を締結しております。また、資料整理業務については、随意契約により、公益財団法人沖縄県文化芸術振興会と委託契約を締結しているところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　この米国国立公文書館との調整とか、交渉というのは誰が行っているんですか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　在米沖縄関係資料収集公開事業における写真や動画の収集に当たっては、事前に借用申請をするなど米国国立公文書館との調整が必要となりますが、この事業の実施に必要な調整等につきましては、委託先事業者である公益財団法人沖縄県文化芸術振興会が行っているところでございます。

○徳田将仁委員　この国立公文書館との調整は、誰が行っているんですか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　沖縄県文化芸術振興会が行っているところでございます。

○徳田将仁委員　この事業の写真の枚数とか、単価をちょっと計算してみると、１件当たりの単価が割高に感じるなというふうに思うんですけれど、そこら辺は、この費用対効果というのはどのように感じていますか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

令和６年度のこの在米沖縄関係資料収集公開事業に係る決算額は1193万5000円となっております。主な内訳としましては、渡米して資料を収集するための旅費が約279万4000円、空中写真及び動画の収集を米国国立公文書館の指定業者に委託するための経費としまして約295万4000円、収集した資料の目録等の作成を行うための人件費が約424万9000円、その他事業費、パソコンの賃借料とか、海外用Ｗｉ－Ｆｉルーター賃借料、それから広告チラシ作成の印刷製本費等が44万8000円などとなっているところです。

収集整理した資料は、公文書館のホームページで公開しており、令和６年度の閲覧者数は延べ４万9000人、閲覧された資料数は延べ120万点となっており、利用者の関心が高いコンテンツとなっているところです。また、これらの資料は、沖縄戦や米国統治時代の沖縄の様子を知ることができるとともに、後世に伝えていく県民の貴重な財産であると認識しておりますので、費用対効果は十分に得られているものと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員　内訳は聞きましたが、このデジタル化の費用と調査費の費用の部分を教えていただきたいです。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　決算額としまして、資料収集業務の委託料につきましては651万2000円、それから資料整理業務のほうの委託料につきましては542万3000円となっております。

以上でございます。

○徳田将仁委員　米国国立公文書館の所在地はどち

らですか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　アメリカのワシントンＤＣでございます。

○徳田将仁委員　この事業の調査費とかいろいろお聞きしたんですけれど、本事業の現地調査の際、ワシントン事務所とワシントン事務所職員とか委託業者、コア社とかマーキュリー社とかがいっぱいある中で、その連絡調整というのはあったのですか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

ワシントン事務所との関わりは、この事業に関してはございません。

以上でございます。

○徳田将仁委員　そこが僕は少し問題視をしていまして、このワシントン事務所は、現地の情報、人脈を持つという意味でつくった場所であり、そして米国国立公文書館との調整とか資料提供の窓口になれるはずだったのに、何でこれを担当課が別とはいえ、共同の仕組みをつくれなかったのか、答弁ください。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

この在米沖縄関係資料収集公開事業では、空中写真や動画の収集に当たっては、米国の国立公文書館が指定する現地の業者から納品される資料を確認したり、資料が所蔵される県公文書館への引継ぎ、連絡調整を行う専門知識が必要であるということから、専門知識を有する国内の業者に委託することが必要と判断して、特にこの県の出先機関であるワシントン事務所を通す必要はないと考えております。

以上でございます。

○徳田将仁委員　総務部だけではなくて、知事公室が今からあるんですけれども。いろいろな事業がワシントンに集中していて、何でワシントン事務所は通さなくてこれはいいとか、僕は何かここら辺が腑に落ちないんですね。また同じ地域で経費というかコストが二重になって、この経費が発生しているんですよ。そういった皆さんのね、知事も含めて、この政策の一貫性がないというか、一体性がないというか、これは一つの事業ですよと言っているのに、全てもう別の委託先にして、そこら辺をどう思っているのか、お聞かせください。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

繰り返しになるかもしれませんが、この事業に関しては、アメリカの公文書館にある空中写真をいろいろデジタル化したり、また、我々のほうが使用したもの、発注したものと、しっかり納品されたものが合っているかを確認したりする、非常に専門性の高い業務になっておりますので、こちらに関しては、やはり専門の業者さんに委託するべきであり、県の職員がやるよりは、そちらのほうが円滑にできると考えているところでございます。

○徳田将仁委員　ありがとうございます。

今、僕が聞いたのは政策の一貫性、一体性というところで、総務部としてどう思うかというところをお尋ねしたので、部長、どう思うかお答えください。

○宮城嗣吉総務部長　この事業は、米国国立公文書館にある写真とか動画、空中写真を収集するというふうになっております。委員の今の御指摘というのは、ワシントン事務所が現地にあるので、そこを活用したらどうかということだと思いますけれども、この収集に当たっては先ほどありましたように、どういったものを収集すべきかというのをあらかじめ調査している事業になります。

収集するに当たっては、米国の公文書館が指定するような事業者さんと連携を取らなければいけないということの専門性があります。また、収集したものを沖縄県の公文書館で整理しなければいけないというようなそういった専門性がありますので、どのように事業が効率的にできるのかという観点から、最も効果の高い手法で事業を行ったというところでありますけれども、例えばそこで委託事業者さんが現地に調査に行きますので、そこの部分での現地での交通の情報であるとか、そういった地域での情報とかという部分については適宜、その地域地域の情報という部分は、収集して共有しているというふうなことはあるかと思います。

○徳田将仁委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　私も主要施策の中の28ページの所有者不明土地の件なんですけれど。これは昭和47年、復帰からずっと継続してきておりますが、もう80年もたつし、昔は隣の人が持っていたとかいろいろなこともあったと思うんですけれど、やっぱり経年したらその辺の情報は大変厳しくなっている中で、皆さんがこれまで取り組んだことと、今後のこういったことを踏まえての課題がありましたら、その辺を質疑をさせていただきます。

○祝嶺浩之管財課長　お答えします。

まず、これまでの取組状況ということでお答えさ

せていただきます。

県では、これまでに真の所有者に代わって管理地をパトロールし、除草や不法投棄の処理を行うなどの管理を行ってまいりました。真の所有者への返還等により、管理解除をされた所有者不明土地は、県管理地で410筆、17万253平米となります。市町村管理地と合わせると848筆、21万1619平米となります。これらをこれまでに管理解除してきたところです。

また、都度、沖縄担当大臣等に対し、所有者不明土地の抜本的解決に向けた取組の加速を求める要望を行ってきたところです。一方で、国による実態調査が平成24年から29年度にかけて行われたことから、平成30年度からは有識者を交えた検討会や関係市町村等との意見交換会を国と連携しながら行ってきたところです。

課題につきましては、やはり委員がおっしゃられたように、どんどん物証であるとか、人的な承認、人証というものが減ってきているので、こういった管理解除が難しくなってきているところではございます。

以上です。

○島尻忠明委員　皆さんも御苦労なさっているのは十分分かりますけれど、もうそろそろ何らか皆さんも、国に対してどういう団体を通しているか分からないですけれど、知事会を通しているのかな、沖縄県独自でやっているのか、取組をされていると思うんですけれど、どこかでもう決着をつけないといけないのかなと思っていますけれど。県管理、国管理とありますけれど、皆さんとしては今後、方向性として、どういうふうに考えておりますか。

○祝嶺浩之管財課長　今後とも国に対しては、抜本的な解決を図るためには特別な法制度、それから財政措置といったことを要望し続けていくことに変わりはないんですけれども、今回、令和５年度に民法が改正されて、新たな制度ができてきております。実際に、少しずつ土地が動いてきているという状況もございますので、その新たな制度を活用しながら、少しずつでもこの管理解除に向けた取組を進めていくというようなことを国と相談しながらやっているところでございます。

以上です。

○島尻忠明委員　この法改正もそうですけれど、やはりそこを借りて住んでいた方々も、高齢化してお亡くなりになったとか、そういうことも聞いていますので、早めに何らかの方法で解決できて、そろそろ、きちんと元に戻していただきたいと思います。

次に、主要施策の29ページ、皆さんのタブレットでは５ページの防災危機管理センター棟についてですけれど。先週ですか、テレビでやっていたんですけれど、埋蔵文化財があって、市民も参加してそこの現状を見せたりとかしていたんですけれど、今、どういった状況で、どういったものがそこで発見されているのかというのは分かりますか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　お答えいたします。

建設予定地における埋蔵文化財調査については、令和６年度から７年度にかけて実施しているところでございます。その中で村の集落の跡地がございまして、その中で住居の跡だったり、道の跡だったり、水路の跡だったり、あとは陶器類、古い窯等が発見されたということになっております。

以上です。

○島尻忠明委員　テレビ等でもやっていて、窯があって、ちょっと燃えた跡があったとかいろいろあったんですけれど、しっかりとまたそれは調査をしながら、この防災危機管理センター棟を、県民も早めに整備をしてほしいというのもありますけれど、その辺の完成に向けての工事を含めて、時期というのは予定どおりでよろしいですか。

○白井勝也財政統括監　防災危機管理センター棟（仮称）の整備につきましては、令和６年度に建設予定地を掘削した結果、埋蔵文化財調査の範囲の拡大、それから建物本体の設計を見直す必要がありました。

それで新たなスケジュールにつきましては、年明けに本体工事に着手し、令和９年11月の供用開始を目指しているところになります。

以上です。

○島尻忠明委員　ぜひその文化財も大変貴重なものということでテレビ報道もありましたので、しっかりとその辺の点も含めながら、また県民の安心安全のための防災危機管理センターですので、ぜひ御尽力いただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　私は、主要施策の報告書からいきたいと思います。

全部で（10）まであるんですけれど、この（４）から（７）まで、特に私学についてちょっとお聞きしますが、今公立では非常に問題になっているメンタルで長期休業しているという先生方がいらっしゃ

るようですけれども、私学はどうですか。

○松堂徳明総務私学課長　私学の詳細なメンタル休職者数等については現在把握はしてないところですが、ただ私学学校からは少数、メンタルになっている先生はいるということで聞いております。

以上です。

○呉屋宏委員　皆さんは、この高等学校等就学支援金を（５）番の事業で出しているわけでしょう。こういうことは調べないのか。

○松堂徳明総務私学課長　お答えいたします。

就学支援金等の支援等は各種やってございますが、メンタルの状況等については、直接アンケートとかそういったものは調査していないところでございますが、ただ、いろいろな会議とかそういったもので、私学の先生方と会うときがあります。そういったときに状況等は確認しているところでございます。

以上です。

○呉屋宏委員　先生方のメンタルの問題というのは、子どもたちに行くわけだから。私学でも公立でもこれは同じ沖縄県民の子どもたちなんだよね。もう一つ質問しますけれど、公立の大学進学率と私立の進学率はどちらが高いのか。

○松堂徳明総務私学課長　お答えいたします。

令和６年度における卒業者について、県立のほうは１万2315名になりますが、例えば大学の進学率については、公立については6340名ということで51％になります。一方で私立につきましては、卒業者数が957名のうち、大学に合格した人数が1122名ということで割合は117％となっております。この1122名につきましては、複数の大学に受かっている人がいるということで、今117％ということになっております。比較しますと、私学のほうが進学率は高いということになります。

以上でございます。

○呉屋宏委員　僕、意地悪でこういうことを聞いているわけじゃなくて、前から総務部長とも話はしているんだけれども、一般質問でもやった。教育という分野では、教育委員会の中に私学と公立と２つを兼ね備えるべきではないのかと。皆さんは総務部で教育の問題はやれるのか。こういうところは、しっかりと教育についてもっと真剣に捉えないと。全国が総務部でやっているから総務部でやるという話ではないんだよ。あなた方の方針が聞きたいわけ。

今見ても分かるように進学率はどれぐらいなのか、専門学校にどれぐらい行っているのか、就職率はどれぐらいなのか。そんなことがきっちり整理ができないんですよ。どう思うのか、総務部長。

○宮城嗣吉総務部長　今、進学率の部分とかについて、即答できなかったことは失礼申し上げますけれども、数字としては把握しておりますし、就職率等についても把握はしているところです。教育庁で公立と私立を合わせて所管したほうが効果的ではないか、連携が図れるんではないかというような趣旨の御質問がありますけれども、私立学校については、私人の寄附財産等の私的な財源により設立されているという特性に鑑みて、その自主性を重んじ公共性を高めることで、私立学校の健全な発達が図られるものとされております。

このことを踏まえて、沖縄県では私立学校の建学の精神に基づく独自性や多様な教育をより一層推進させるためには、知事部局で所管しまして、私立学校の特色ある取組に対し支援を行うことが重要であると考えております。

以上です。

○呉屋宏委員　これ例えばここの場ではなくても、いつもの委員会の中でもっと細かいことを聞いても、多分教育委員会ほど細かい内容の回答はないと思うよ。あなたは今、本か何か読んでるんだろうけれども、こういう問題ではなくて、どうしたいのかというのが見えないんだよ。だからそこは、もうちょっと検討してください。これはまた質疑をしますから。

あと一つは、今回、２月議会にかかった宜野湾港マリーナの件です。これは監査で引っかかったと言うんだけれど、この監査というのはどこの話なのか。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　お答えします。

この監査というのは、総務部が実施しております包括外部監査のことでございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　このバースの使用料が23年間上がってないということが問題。

僕はおとといそこを通ったから今ここで質疑をしているんだけれども、通っていなかったらやるつもりはなかったけれど。皆さん、この23年間使用料が上がらなかったのはどこに問題があるのか。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

少し振り返りながら、使用料とか手数料については、特定の受益者に対する行政サービスの対価であることから、受益者負担の原則に基づき、行政サー

ビスの提供に伴う経費を賄う料金として施行を目標に、所管部局の責任において見直すことを基本方針としております。

ただ、宜野湾港マリーナの使用料の見直しについては、消費者物価指数が平成13年度以来、長年にわたって上昇してなかったこと、平成20年のリーマンショック、平成23年の東日本大震災、令和元年からの新型コロナウイルス感染症などの利用者の影響を考慮した結果、土木建築部にて値上げを保留してきたというふうに聞いており、それはやむを得ない部分があったと認識しております。他方、宜野湾港マリーナについては、特別会計において運営する公営企業であるために、やはり独立採算制の原則であるものと再認識しており、令和８年度から一般会計からの繰入れを解消するよう、部局に対して令和４年度から継続して総務部として働きかけているところであります。

総務部としては、令和３年度以降、顕著な物価の上昇が見られたこと、令和５年度に実施された包括外部監査について、改めて独立採算制の確保について指摘を受けたことも踏まえて、今回値上げをすることは適切であるというふうな認識を持っております。

以上です。

○呉屋宏委員　何年前から赤字になっているのか。

○真栄田義泰財政課長　宜野湾港マリーナの部分については、平成13年から一般会計から繰入れております。

○呉屋宏委員　赤字になって何年になるんですか。

○真栄田義泰財政課長　平成13年から令和７年度でありますので、約20年間です。

○呉屋宏委員　あなたが言ったのはコロナが理由だとか何とかかんとか、物価上昇がどうのこうのとかと言っているんでしょう。特別会計というのは基本的に、維持費は自分たちで賄うというのが原則だよね。何でこの20年こうなっているのかが問題だから俺は聞いているんだよ。宜野湾マリーナの問題だけじゃないんだよ。ほかの特別会計はどうなっているのか。

○真栄田義泰財政課長　今御質問、ほかの特別会計の分はどうなっているかというところでお答えします。

独立採算を原則としている公営企業の特別会計で一般会計から繰り出しを行っているのは、宜野湾港整備事業特別会計を含めて、４特別会計となっております。４つは何かといいますと、一つは中央卸売市場事業特別会計、あとは宜野湾港整備事業特別会計、中城湾港の整備事業特別会計、中城湾港マリンタウン特別会計となっております。

○呉屋宏委員　僕はこの問題を監査委員事務局で質疑しようと明日かなと思ってたら、聞いたら監査委員がやることではないと。それじゃどこがやるのって言ったら包括外部監査だと。包括外部監査は自分がやりたいところを選んでからやるんだと。それじゃこれいつ何が指摘されるのか。誰がチェックするのか教えて。

○真栄田義泰財政課長　少し繰り返しなりますが、実際、特別会計の原則を適正に行っていく部分、所管部局の責任においてまずはやっていきます。ただ、総務部としても一般会計の繰り出しを行っている部分については、毎年、年に１回、繰り出しの予算額の調整の際に、経営状況を確認しながらどういう取組をやっているのか、進捗状況を確認しているところです。

以上です。

○呉屋宏委員　だから問題だと言っているわけだよ。20年間赤字になっていて、それでも繰り出しの関係で総務部の財政課とチェックはしている。それにも関わらず、20年間ほったらかされている。僕は何でこれを問題にしているかというと、これ２月は1.8倍だったんだよ。あなた方は100万払っている人に180万払えと言ったんだよ。ここが問題なんだよ。20年放っておいて、上げてないからという理由は成り立たないんですよ。どう思うのか、その感想を教えてよ。

○真栄田義泰財政課長　少し繰り返しになりますが、最終的にこの特会の適正運用の部分については、所管部局の責任において見直すことを基本方針としております。なので、繰り返しなりますけれど、総務部としては繰り出しがある場合は、取組の状況等を確認しながらチェックしているというか、確認しているという状況です。

○呉屋宏委員　それまでは別に気にしなくていいと思ったんだ。

○真栄田義泰財政課長　すみません、繰り返しなります。特会の運営については、各部局の責任において行っているという基本方針となっております。

○呉屋宏委員　いいですか、課長。監査というのは、その部局に何か問題があるからほかのところからやるんでしょう。部局で監査するんだったら、全部もみ消されるよ。僕はどこがチェックするのかと聞いているんだよ。

○真栄田義泰財政課長　委員のどこがチェックするかという質問なんですが、まず基本方針としては部局のほうで責任を持ってやります。

繰り出しの部分については、総務部のほうで繰り出しをしている視点から、この独立採算に向けた形の取組のチェックをしています。総務部のほうから、また具体的には使用料の見直しを３年に一遍、定期的にやっています。使用料及び手数料の料金がサービス提供に係る経費を賄えているかの確認も３年に一遍に分けて確認を行っている状況です。でも、それにしても最終的には部局の責任において、見直しの有無を判断してもらうと。我々は指摘はしますけれど、見直しの有無の判断については、部局の判断をもって、料金改正等の対応を行っているという取組を行っています。

○呉屋宏委員　委員長、僕はどこが監査するのかと聞いているんだよ。外部監査はどこがやるのか。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員から、包括外部監査を実施できない組織の在り方に問題があると指摘があり、知事に対して、特別会計の監査の在り方とその組織体制についての総括質疑の申出があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　よろしくお願いいたします。

私のほうからは、主要施策の成果に関する報告書の29ページからお願いしたいと思います。防災危機管理センターの整備事業についてです。

先ほど島尻委員のほうからも御質問がありまして、重複するところは割愛したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本事業において、埋蔵物が発見されたということで、いろいろなスケジュールの調整が必要になってきているかと思いますが、先ほどの御答弁にもあったんですけれども、今後の進捗と課題について、どのように分析なさっておられるかをお聞かせください。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　お答えいたします。

現状、令和６年度から開始した埋蔵文化財調査において、調査範囲を拡大したことによって、予定どおりのスケジュールで今進まない状況で、若干遅れが出ているというのが現状でございます。

ただ、課題としては供用開始のスケジュールに遅れないように取り組む必要があって、それに向けて関係機関と連携して現場を早期に納めて、現場に対して、次の工事のステップを入れていくということが課題と認識しております。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

ここのところ、あちらこちらで大きな災害等もありますし、防災危機管理センターの完成は県民も待ち望むところだと思います。とはいえ、この埋蔵物の発見というのも非常に貴重な資料ともなりますので、そこのところの連携を強化しながら取り組んでいただければと思います。

この同じく防災危機管理センターの件なんですが、事業の効果のところで、平常時は研修・交流施設として利用し、地域防災力の向上を図るというふうになっているんですが、その想定される具体的な取組と、センター棟がその取組に対応する造りになっているかどうかについてお聞かせください。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　お答えいたします。

沖縄県の防災危機管理センター棟（仮称）ですが、基本計画において防災危機管理センター棟には災害発生時に、まず報道機関が活動するスペースとしてプレスセンターを設置するということが位置づけられております。

このプレスセンターについては、平時においての有効活用を図る観点から、当該スペースを地域防災力の向上を図るための研修であったり、交流をする場として活用していきたいということで整備を行っていく予定としております。

ただ、我々のほうが所管しているのが施設の整備のほうでございますので、実際にその在り方については申し訳ありません、私のほうでお答えすることはちょっと難しい状況でございます。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

取組の部分に関しては管轄外ということでございますので、そこのところをまた楽しみにしながら注視したいと思います。

ぜひ、この整備事業については、計画どおり進められますことを望んでおります。ありがとうございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　お願いします。

私からは、内部統制評価報告書から質問させていただきます。

今回、この内部統制評価報告書の中で重大なインシデントとして与那原マリーナの件と北部災害対応とワシントンのことが取り上げられていますけれども、それ以前のインシデントの原因と対策をお伺いいたします。再発防止策もお願いします。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　お答えします。

まず一つ、与那原マリーナの使用料誤徴収についてでございますが、要因としましては９メートル未満の船舶の係留に対して、指定管理者が条例に定めがないにもかかわらず使用料を徴収しておりましたが、県においても条例の適用に関する確認が不十分だったことが挙げられます。事案を把握した後、時効に達していない使用料を対象者に還付し、また、令和７年６月定例会で、与那原マリーナにおける９メートル未満の船舶の海上係留に対する使用料の額を定める沖縄県港湾管理条例の一部改正を行ったところです。

北部災害の事務手続の遅れ等につきましては、要因としまして、災害対策本部の設置基準について、記録的短時間大雨情報とか市町村の避難情報と関連づけられておらず設置が遅れたこと、また、気象状況や住家の被害状況等を考慮し迅速な災害救助法の適用が必要だったにもかかわらず、連絡体制が十分でなかったことが挙げられます。再発防止に向けては、緊急連絡先を24時間、365日対応可能な災害対応総括課に一本化しております。災害時の初動体制の確立に向けて、災害対応総括課を危機管理課及び消防防災対策課の２課体制として、消防防災対策課に消防防災経験者の課長級を増員して、体制の強化を図ったところでございます。また、迅速に災害対策本部が設置されるよう設置基準に気象情報等を追加するとともに、初動対応等について沖縄県圏域水防災タイムラインを策定し、いつ、どの機関がどう対応すべきか定め、適切な災害対応ができるよう対策を講じたところでございます。

ワシントン駐在に関する不適正な事務処理につきましては、要因としまして、本庁内での事前の十分な調査、検討がなされず理解が不足していたこと、本庁所管課、駐在職員及び委託先の間の情報共有が十分に行われなかったことなど、また、文書による意思決定がなかったことから様々なリスクが発現したことが挙げられます。再発防止に向けて、当該事案が発現するに至った要因を分析するとともに、ワシントン駐在の活動及び経緯に関する報告書を取りまとめることとしております。また、得られた教訓はワシントン駐在に関する業務特有のものではなく、他の業務でも共通することから、全庁で共有し職員一人一人への周知を徹底しようとしているところでございます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

与那原マリーナの件に関しては、指定管理者と確認して報告を定期的にチェックするということで報告書に上がっていますけれど。例えばこの与那原港マリーナ以外に、こういった事例というのはもしかしたらまだあるかもしれませんが、そういったものに対して、県は全庁的にチェックする体制というのはつくられているんでしょうか。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　総務部としまして、ほかのマリーナとかでそういった使用料徴収の誤徴収があったとは聞いてはございません。

ただ、今回の重大な不備を全庁で共有しまして、ほかの施設でまた同様なことが起こらないよう、そういったところを周知徹底していきたいというところで考えているところです。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

続きまして、こういった内部統制の報告書に当たって、沖縄県の監査委員からの指摘がございますけれども、監査委員からの指摘として改善が望まれる事項として、自己評価でリスクを認識していない、若しくは、識別していても不備なしというものがあり、自己評価の精度が低いという指摘がありますけれども、これに対して県としてどのように対応していきますか。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　お答えします。

各課等がリスクを識別する際に、過去に定期監査で指摘を受けた事項の追加を促しているところです。それを促すとともに、いずれの所属でも起こり得る共通的なリスクを漏れなく識別するよう周知を行っているところでございます。

内部統制の取組に当たっては、地方公共団体におけるリスクや課題と向き合ってきた監査委員の知見を生かすことは効果的であると考えております。自己評価の精度が低いという監査委員からの指摘されていることについては、リスク評価シートにこれまでの指摘事項を加えることにより、全庁的に対応することとしているところでございます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　これは２つありましたけれども、指摘に、ぜひ全庁的な対応のものの推進も今のお話で伺えましたので、ぜひこういった内部統制というのをしっかり機能させながら、ミスというものをなくしていくよう、ぜひ努めていただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　よろしくお願いします。

大変申し訳ないですが、質問取りに来たときに申し込んでなくて、１件だけお許しをいただきたいと思います。

令和６年度の歳入歳出決算説明資料の５ページ、歳入決算状況なんですけれども、その中の（款）県税で記されています（項）県民税、この収入比率の96.8%の比率なんですが、担当の皆さんはどう評価をされているのか、お伺いしたいんですが。

○平良友弘税務課長　お答えいたします。

今、委員のおっしゃられた、（項）の県民税、こちらのほうが96.8%になってございまして、ちょっと今、前年度の数字を持ち合わせていないものですから、その下の（目）の個人県民税、こちらのほうが96.6%となっておりまして、昨年度が96.5%ですので、0.1ポイントアップしているという状況でございます。

この辺の収入率につきまして、個人県民税につきましては各市町村のほうで徴収していただいて、県のほうに払い込んでいただいているところですけれども、市町村のほうも徴収対策は非常に頑張っていただいているとこもございまして、収入比率については改善しているという形で、認識しているところでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　説明していただきましたとおり、皆さん、未収入の縮減対策について十数年間、縮減に努めていきますと、毎年こう述べられています。大切なことだと思いますね。当初の予算説明の中でも未収入額、そして不納欠損に至るまでのその額というものは、るる説明がありました。事業収入が減になったとか、いろいろ理由があることはあるわけですけれども、また、払えるのに支払わない対策がありましたよね。

この辺については、実際にこの令和６年度の会計の中で、あるいは過去から差押えを行った、処分をしたという事例もありますか。

○平良友弘税務課長　個人県民税のほうなんですけれども、その徴収対策につきましては、各市町村における積極的な組織的な関連、連携、その辺が不可欠であることから、その促進を図るため、各県税事務所の管轄区域ごとに設置している個人住民税徴収対策協議会を活用して、市町村との積極的な連携を図っているところでございます。また、企画部と連携して沖縄県市町村税徴収対策支援本部を設置しており、市町村長等との意見交換や研修の開催、それから県税・市町村税徴収強化月間の設定のほか、差押えやそれから合同公売、平成27年度からはテレビや腕時計など物品の動産の公売なども市町村と合同で行うなど、市町村の徴収対策を広く支援しているところでございます。差押えの実績なんですけれど、これは個人県民税問わず県税全体の差押えなんですけれど、令和６年度につきましては、件数としては4911件の差押えを行っております。

令和５年度が3359件ですから、差押えにつきましては、かなり滞納処分を積極的に進めているという状況でございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　税負担の公平性ということと収入確保の観点という点から、広報活動あるいは充実強化に努めていると。納付環境の整備を努めていると。市町村の皆さんが、こういった県との連携に非常に大きく左右されるような、この収入比率になるのかなと思っているんです。それで市町村の皆さんにも御苦労をしていらっしゃるんだろうなという気がしてなりませんね。本当に御苦労さんです。

次に主要施策の36ページ、これは説明だけで結構ですので、よろしくお願いします。

公共施設のマネジメント推進事業というのがあるんですが、大規模改修工事等に72施設の計画を立てられたと。そして81施設の実績ということなんですが、執行率は67.2%ということなんですけれども。この内容を、ぜひお聞かせいただけませんか。

○祝嶺浩之管財課長　公共施設マネジメント推進事業では、県有施設の改修等に係る予算を全庁的に一括し、優先順位をつけて効率的な改修、維持管理を行っているところです。

執行に当たっては、入札不調や執行残が発生した場合、追加工事の要望箇所などに充当するなど、早期の予算執行に努めているところではありますが、追加される箇所が下半期に行われることが多く、事業規模も小さいことから、結果として施設が増えている中、執行額が増えにくいという状況となっているところでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　次年度に繰り越す予算もあるようですけれども、こちらはまだまだ未完成ということで、翌年度に繰り越したというふうに見られるんですが、そうですよね。

○祝嶺浩之管財課長　やはり昨今、入札不調により工事の進捗が進まなかったとか、また、資機材の需要逼迫とかそういったのがあって、繰越しが増えている状況ではございますが、今年度からは、なるべく各施設を管財課の技術職員が回って、フォローするような形を取って執行率を高めていこうというような取組をしているところでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　ありがとうございます。

今度は資料がございませんので、ぜひこのことをお答えいただけないかなというふうに思うんですが。先ほど、教職員のメンタル休職者の対策ですとか、いろいろお話がありましたけれども、県職員、県庁で働いている方々の過重労働といいましょうか、それに対するケアですとか、どういった取組がされているのか、お聞きをしたいんです。部署によっては、人事異動されて、空いたポストを全体でカバーしないといけないという部分が、今あるのかどうか。お話を聞いたら、いろいろあちこちにあるようなんですが、その辺のところをぜひお聞かせいただきたいです。

○屋我はづき総務統括監　お答えします。

職員の就労環境の改善というところでございますが、知事部においては職場環境の改善に向けて、時間外勤務の縮減に取り組んでおります。やむを得ず長時間勤務が生じた場合には、所属長による要因の事後検証を行い、業務分担の見直し等を行っているところでございます。また、年次休暇や夏季休暇の取得促進、育児休業や時差出勤、在宅勤務制度の活用など、多様な働き方が可能となる職場の環境整備を推進するとともに、若手職員からの自由で独創的な発想による政策や業務改善に関する提案の募集など、職員の能力や意識の向上、やりがいの創出に取り組み、職場全体の活性化を図るというところにも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　聖域なき構造改革の取組から、公務員の数が年次ごとに減らされていくというようなことがありました。皆さんも非常に効率的な仕事をこなすためにも、いろいろな計画の下に実行されてきたと思うんですけれども、仕事量は増える、ところが職員は少なくなっていくということでは、そういう意味では皆さんの職に対するケアというのが非常に大事な部分になっているんだろうと思っているんです。この長時間労働に対する健康被害防止対策など、今述べられたことだと思うんですけれども、私も夜の９時、10時まで那覇市内にいる場合があるんですが、県庁の明かりが大分ついている部署もかなり見えるんですよね。そうしますと勤勉な方々、非常に仕事熱心な方々がいらっしゃるなと思うんですが、その反面、やはり長時間労働の皆さんのケアというのが非常に大事になってくると思うんです。

頑張っていただきたいと思いますが、部長、最後にお願いします。

○宮城嗣吉総務部長　先ほど答弁ありましたように、やむを得ず長時間勤務が生じた場合には、事後に所属長において要因とか改善策の検証を行って、業務分担の見直し等に取り組むこととしております。また、御指摘あったような形で、人事異動等に伴って欠員が生じている部分がございますが、４月に生じた欠員については、臨時的任用職員を採用したり、あるいは前倒しで新採用を採用したりというような形で欠員を補充するというような努力も行っております。また、次年度の定数編成に向けては、多様化する行政需要への対応のほか、より適切な業務執行体制の確保に向け、各部等による職員間の業務偏在の解消、業務効率化の取組を踏まえた上で、柔軟に定数の配置を行うこととしたいと思っております。

以上です。

○仲宗根悟委員　私も若い大学生とお付き合いする時間がありましたものですから、情報を聞きますと、県庁はそんなに人気がないんですよ。学生の皆さんは、県庁はブラック企業だというような印象しか持っていないようなんです。それを払拭するためにも、ぜひそういった対策を取って、学生から人気が出るような職場づくりといいましょうか、環境整備について頑張ってほしいなと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員。

○高橋真委員　それでは、令和６年度歳入歳出決算説明資料８ページ、７行目から行きたいと思います。

（款）使用料及び手数料、（項）使用料、（目）総務使用料の収入未済額４万82円、この収入未済額について、どのような性質の使用料であって、そして徴収の見込みがあるのか、具体的な内容について

お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　お答えいたします。

当該収入未済額については、令和４年度に北部合同庁舎の売店として使用していた行政財産使用許可に伴う建物使用料でございます。

当該債務者については、令和４年11月に破産手続を開始したため、今現在未納となっているところです。

以上です。

○高橋真委員　では、現在においてどのような債権管理を行ってきたのか、具体的な経緯をお伺いしたいと思います。

○祝嶺浩之管財課長　お答えいたします。

当該事業者につきましては、令和２年度８月から北部合同庁舎に入居して売店の使用許可を受けてきております。

令和４年度におきましても、令和４年４月から令和５年３月まで、令和４年度いっぱい使用許可を受けてきたところでございます。当該使用許可にかかる年間の使用料がこの４万余りとなっておりますが、この年間使用料の納入期限は令和４年５月31日でございました。これに対して、同年の６月30日にこの使用期間の変更承認申請書というものが提出されて、使用期間を令和４年４月１日から令和４年７月31日までの４か月間に短縮したところでございます。これを受けまして、業者は７月いっぱいでここを退去したわけでございます。その後、管財課のほうでは、令和４年の11月14日に１回目の納入通知書を再発行して通知しております。また、令和５年１月30日にも２回目の納入通知書を再発行していますが、この間の11月22日に破産手続開始の通知書を受領したというところでございます。

以上です。

○高橋真委員　まず、この歳入額について確認をしたいと思います。

今、仕様変更をしたと、１年間だったものを４か月間に変更したということであります。何で使用料の１年間の金額が変わっていないんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　こちらは条例に基づいて年間の使用料を納めることになっておりまして、この期間が短縮されようが、年間の使用料を払っていただくという仕組みになっています。

以上です。

○高橋真委員　では、期間が短くなっても、その使用料というのは変わらないというのが条例の定めということなんでしょうか。普通であれば期間が短くなると、その分の使用料というのも期間分は減免されるはずでありますが、それは何かおかしくはないですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　今の条例と条項までの手持ちがないんですけれども、そもそも使用料というのが年間で定められているものになっているので、今、その減額していない調定額をそのまま活用しているところでございます。

以上です。

○高橋真委員　使用料というのは、お支払い期限はいつなんですか、原則をお伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　原則は、入居前に払うのが原則でございますが、当該年度におきましては、令和４年５月31日を期限として発行したところでございます。

以上です。

○高橋真委員　令和４年度に入居するときに、前納しなければいけないにもかかわらず、まず未納であったと。未納であったにもかかわらず、変更期間を短くすることを承認したと。どういう協議があったんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　今回の債権回収に当たっては、事業者の撤退を受けて、先ほど申し上げましたとおり、令和４年11月と令和５年１月に納入通知書を発行して通知しております。

しかしながら、本来、納入期限の５月31日を過ぎた場合は、納入期限後20日以内に督促状を発付しなければならないところ、管財課において、現在その対応があったということが確認できていないところでございます。また、本来であれば、債務者の状況に応じて分割納付を請求するなどの検討もすべきであったところでございますが、そういった交渉記録も今は確認できていないところでございます。

以上です。

○高橋真委員　では、債権管理に落ち度があったということでありますが、延滞料、加算金等々は発生しないものなんでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　延納利息等の支払いについては、もし今支払われたら、期間に応じて延納利息というものが発生すると考えております。

しかしながら、この債務者につきましては、令和４年11月に破産手続が開始されており、令和６年度に入りまして、令和６年６月26日に破産手続の廃止決定というものが官報でなされております。こういった令和６年度の債務者の破産手続の廃止決定、

こういったものを受けて、管財課としては債権放棄も視野に入れながら、地方自治法の施行令の第171条の５、第１号の規定に基づいて、徴収停止というような措置を行っているところでございます。

今後、状況の変化を年に１回程度確認しながら、状況の変化がない場合は債権放棄を行って、不納欠損を行うことも検討しているところです。

以上です。

○高橋真委員　それは今後のお話であります。要するに、今までちゃんと管理をしてこなかったので延滞利息とか、そういったものを計上して、年度年度に回収の見込みというのを立ててこなかった。そして決算において、今指摘をされているところで、今後の方向性ということを答弁していただいたと思うわけなんですけれど、この辺については、まずこの破産手続が廃止されたということであります。廃止されるまでの間は何の接触もなかったんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　この破産手続が開始されたという通知があったことをもって、破産状況になっているという認識をしております。その後、破産手続の開始からそれ以降については、令和５年１月に納入通知書は再発行して２回目の通知をしたと、そういった事務手続でございます。

以上です。

○高橋真委員　まず、関わり方が非常に弱いということであります。そして、やっぱり気になるところは、途中で期限を短くしたというとこであります。これはどういう意思決定なんですか。

○祝嶺浩之管財課長　申し訳ございません、あまり当時の交渉記録が残っていないところでございますが、この事業者が撤退の意思を恐らく示しておりました。そうであれば、令和４年７月に退去すれば、またそれ以降に新たな事業者が入る可能性もあったため、そういった措置をしたということでございます。

以上です。

○高橋真委員　なぜ交渉の記録等が残っていないんでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　こちらにつきましては、令和４年ですのでそんなに日がたっていないところから、本来であれば、課内もしくは近いところに書類等があるはずなんですけれども、今それが探せていない状況でございます。

こういった滞納が発覚した当初に、本来であれば迅速に動いて、滞納者に当たって状況を聞いていくべきところです。そういったところの対応が適切でなかったというところは認識しているところでございます。

以上です。

○高橋真委員　期間を短くするというのは、何の規則に基づいてやっているんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　沖縄県公有財産規則に基づいて、入居の許可をしているところでございます。

○高橋真委員　何の規則に基づいて誰の権限で変更したんですかと聞いたんですよ。

○祝嶺浩之管財課長　行政財産の使用の申請、それからその期間を短縮する申請、それに応じて決裁権を持つ管財課において決裁しているところでございます。

○高橋真委員　変更協議に応じるとか、公募要項とかには載っているんですか。お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　公募要項については、あくまでも入居の際に公募する業者を選定するための公募でございます。その公募で業者を決定した後は、管財課のほうでこの関係規則にのっとって、行政財産の使用許可をするという仕組みでございます。

以上です。

○高橋真委員　では、今回未納の状態で、しかもそういう状態でどんな交渉経緯があったか分からないけれど、期間の短縮の変更に応じたことは妥当だったという判断でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　この使用許可を短縮したことについては、特に不適切だったかというようなところについては、今直ちに判断できないところでございます。明らかに誤っていたのは、やはり滞納が発生した瞬間にしかるべき措置を取るべきだった、そういうところが欠けていたと思います。本来はその流れの中で、そういったのを検討されるべきだったのかなと思います。

以上です。

○高橋真委員　では、実際にこの収入未済額が上がってきてこの破産手続開始通知書が出た後には、どのような対応をしたんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　繰り返しになりますが、令和５年１月に２回目の納入通知書を発付したところでございます。

以上です。

○高橋真委員　すぐ何もやらなかったのは何か理由

があるんですか、お伺いいたします。公式に来たんですよね。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、質疑の内容について確認、整理を行う。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

祝嶺浩之管財課長。

○祝嶺浩之管財課長　委員おっしゃるとおり、こういった破産手続が開始されたという通知が来たのであれば、本来であれば、やはり今退去しても、法人または代表取締役に当たって確認していくべきだったと思います。

以上です。

○高橋真委員　なぜやらなかったんですか。

○祝嶺浩之管財課長　なぜやらなかったかというところについては、交渉記録も残っていないところがございまして、なかなかその当時の状況が今は確認できていないところでございます。そういった意味で、担当のみならず組織、班として課として、取組が弱かったのだろうというように感じております。

以上です。

○高橋真委員　では、徴収停止を判断したときというのは、これまでの経緯をどういうふうに整理をされたんでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　令和６年６月26日に、那覇地方裁判所沖縄支部の破産手続廃止の決定を受けております。

その決定がこの債務者の破産手続を進めていくに当たって、費用不足によるというようなことが書かれておりました。それを受けて、管財課としては登記簿を取得して債務者の確認を行っております。破産手続廃止の決定が事業者の費用不足によるものであったことから、そういった状況を踏まえて、地方自治法の施行令に基づいて徴収停止を決定したところでございます。

以上です。

○高橋真委員　では、確認いたします。これまでの対応としては、適切な債権管理はできていなかったと、それをお認めいただいたわけですね。

○祝嶺浩之管財課長　そのとおりでございます。

繰り返しになりますが、やはり滞納が発覚した当初からの対応が適切でなかったと認識しております。

今後、課内でそういった関係法令の共有を徹底して改善していきたいと思っております。

以上です。

○高橋真委員　もう一つ。ということは、これは徴収停止を組織として意思決定したのであれば、不納欠損に計上されるべき数字ではないでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　お答えいたします。

不納欠損、地方自治法の定めによりますと、破産手続が、清算が結了した場合には不納欠損できるとなっております。

今回の場合は、破産手続開始されたんですが、途中で費用不足によって結了まで至っておりませんので、当面、この徴収停止で債務者の状況が変わらないというのを毎年確認していく作業がございます。それを一定程度積み重ねていって、不納欠損になるということで認識しております。

以上です。

○高橋真委員　小さい金額かもしれませんけれど、やはり私はこの管理の在り方については大変懸念を示しております。総務部長、今回、この管財課のいわゆる私債権になりますか、使用料、手数料に対する債権管理の在り方については、こうやって質疑をして初めて出てくるものが多くて、しかも、やっぱりそういうふうに過去においてしっかりと管理をされていない、また債権者との接触もほとんどないという状態の中で放置されていたという部分が多いわけであります。しっかりとそれは組織的に改めていただきたいわけでありますが、部としての方針をお伺いいたします。

○宮城嗣吉総務部長　今質疑のあるように、本来、納入期限が過ぎた時点で督促状を発付しなければいけないというタイミングがありました。また、使用期間の変更等々のやり取りがあるときに、債務者の状況に応じて分割納付を請求するなどの検討もすべきだったというところで、そういった適切な債権管理がなされていなかったというところがございます。そういう不適切な結果として収入未済額が生じてしまったということでありますので、本来、そういうようなリスクの発現がない状態が望ましいというところではあるんですけれども、職員がそういう状態にリスクが発生するようなことを常に意識する必要があるのかなと思っております。

そのために、コンプライアンス意識を持つために、職員一人一人に情報を共有し、蓄積し、浸透させて、不備は絶対に出さないという緊張感を持って取り組むことが大事だと思っております。再発防止にありましたように、法令の確認それから事態が生じた場合の手続の確認など、研修等を通してそうい

う意識を徹底させていきたいと思っております。
以上です。
○西銘啓史郎委員長　休憩します。
（休憩中に、高橋委員から総括質疑の申出があり、委員長から委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）
○西銘啓史郎委員長　再開します。
高橋真委員。
○高橋真委員　この収入未済額の所管課の管理の不十分な在り方というのは、しっかりと今後の体制の改善も含めて、知事に問いたいと思っております。全庁的な課題としてしっかり受け止めていただくことが重要であると思いますので、総括として上げさせてください。
○西銘啓史郎委員長　この内容については、明日、終了後にまた協議いたします。
午後０時１分休憩
午後１時21分再開
○西銘啓史郎委員長　では再開します。
高橋真委員。
○高橋真委員　では、午前に引き続き質疑をさせていただきます。
同様に、決算説明資料の８ページから行きたいと思います。25行目に当たります、（項）財産売払収入、（目）不動産売払収入で、あと一つの（目）物品売払収入についてです。予算現額はゼロ、調定額が６万5320円、収入済額も同様であります。この中身について具体的に説明をお願いいたします。
○仲村卓之人事課長　お答えします。
当該収入は、自治研修所、名護県税事務所及び自動車税事務所において、備品である公用車３台等を売却したことによる不用品売払収入となっております。
○高橋真委員　これは公用車の売払収入であると言いました。備品のみですか、お伺いいたします。
○平良友弘税務課長　お答えします。
税務課所管分になるんですけれども、県税事務所等の備品及び消耗品に係る不用品の売払収入となっております。内訳ですが、名護県税事務所所管の公用車、それからＯＡテーブル、鉄製の消耗品と自動車税事務所所管の公用車売却収入となってございます。
○高橋真委員　備品の管理については、手放すときに廃棄なり売却なりというそういう手続が、いわゆる方針としてあるものなんでしょうか、お伺いいたします。
○平良友弘税務課長　県のほうとしましては、不要物品の処分につきましては、基本的に売却をすると。売却するようなもの、価値がないようなものについては廃棄処分という形になってございます。
○高橋真委員　ということは、そういう方針があるわけですよね。今回お話を伺っていると、消耗品もあるということでありました。消耗品もこのいわゆる物品という、この備品と同様に取り扱うものなんでしょうか、お伺いいたします。
○平良友弘税務課長　規定の中では、物品の中に消耗品も含まれるということになってございます。
○高橋真委員　通常であれば、備品の場合は備品台帳に記入をすると。ところが消耗品の場合は、金額が細かくたくさんあるので台帳とかにも管理しない。いわゆる導入した所管課の裁量でもって取り扱われるということでありましたが、そういうふうに消耗品も売り払うということは、これまであるんでしょうか、お伺いいたします。
○平良友弘税務課長　これまでどのような感じで売払いがされていたかは、ちょっと税務課のほうで確認しているところではございませんけれど、今回名護県税事務所のほうでは、そういった形で消耗品となっている机とか、そういったものがある程度の数があったということで、そういった売払いをしたということは聞いております。
○高橋真委員　だから、もともとはその処分に当たっては、いわゆる廃品回収業者とか廃棄とかで済むお話だと思うんです。だけど、あえて備品みたいに取扱いを慎重に行って、売却して収入まで得て、最後までこれを大切に扱ったというのは、どういう方針なんですかということです。消耗品の取扱いに関しても何か方針があるんですかということです。
○平良友弘税務課長　ちょっと私のほうでお答えしていいものかどうか分からないんですけれども。基本的に消耗品につきましては、委員おっしゃるとおり少額なものとか、使ってすぐ消耗してもう価値がないようなものもたくさんあります。
ただ、今回の事案につきましては、机とかそういったものを鉄くずのようなものとして売払いができると所属のほうで判断して、今回売払いを行っているというところで、各所属でそれを判断されているということでございます。
○高橋真委員　私、この事実はすごく重要だと思っているので、ちょっと指摘というか、少し総務部長に対してもお話しさせていただきたいと思っている

んですけれど。いわゆる消耗品というのをただ廃棄するだけじゃなくて、こうやって備品みたいに同様に売払いをしてしっかりと回していくというか、大切な県民の財産をこういうふうに最後まで取り扱ったという事例というのは、非常に重要だと思うんです。通常であれば捨てて、はい終わりというような世界で、そういうふうに大切に扱ったということに対しては、非常に模範だと思っています。ここはちょっと評価をさせていただきたい。なので、そういう消耗品といえども公有財産なんだと、最後まで慎重に取り扱うんだということというのは、しっかりと全庁的に示していただきたいわけであります。ただ、いい事例だったので、しっかりと総務部も含めて、私備品に対しては全庁的に最後まで丁寧に取り扱うと。まだ疑義を持っているタイプの人間なので、一般質問もありましたので、そういうことをしっかりとやってほしいと思っています、いかがでしょうか。

○宮城嗣吉総務部長　備品については、備品台帳のほうに登録して、効能がなくなった場合には、それを処分するということで台帳管理をすると。その処分に当たっては、どういう処分が一番適当なのかというところで、財産的価値があれば売り払うというようなことを取ったかと思います。

今回の事案は、それに準じた形で消耗品ではあるんですけれども、リサイクル資源として、財産的価値があるという判断の下に売り払って、売払収入を得たというところの部分については、そういった細かい配慮がなされたのかなと思っております。各部に内部統制専任職員等がいたり、あるいは予算経理班も設置して、こういうような事例を収集しているところですので、ぜひ全庁的に悪い事例も良い事例も共有して、本来どうすべきだったかという手続については共有し、徹底していきたいと思っています。

○西銘啓史郎委員長　渡久地修委員。

○渡久地修委員　主要施策の28ページの所有者不明土地について、まず３点お尋ねします。

１点目、その原因について、これは全国にもあるのか。２点目、これまで、この所有者不明土地を真の所有者に返還してきたという実績について、お願いします。３点目、残りの筆数と面積についてお願いします。

○祝嶺浩之管財課長　まず最初、原因についてお答えします。管財課のほうで所管している所有者不明土地についてですが、沖縄戦に起因して、公図や公簿が焼失したもの、こういったものを管財課のほうで、所有者不明土地ということで復帰特別措置法に基づいて、県・市町村で管理しているところでございます。

２点目のこれまでの管理解除された実績についてですが、真の所有者への返還等により管理解除された所有者不明土地は、県管理地で410筆、17万253平米、市町村管理地と合わせると、トータルで848筆、21万1619平米を管理解除をしたところでございます。

現在、管理している筆数と面積ですが、令和７年３月31日現在で、県管理が1482筆、89万5353平米、市町村管理が1184筆、８万4336平米、合計で2666筆、97万9689平米となっています。

３点目の他県における所有者不明土地というのは、一般的には相続がうまくできてないことが原因により、所有者不明土地になっているケースがほとんどだと聞いております。国と少し意見交換した中で聞いたのは、そういった戦争に起因する所有者不明土地というのは、今沖縄県のみということを聞いています。

○渡久地修委員　この約98万平米というのは、イメージ的にはどれぐらいの広さになるんですか。

○祝嶺浩之管財課長　幾つか単位があるんですけれども、沖縄県内で分かりやすく言えば、沖縄市泡瀬の県総合運動公園が約70ヘクタール、所有者不明土地管理の合計が98ヘクタールなので、県総合運動公園の約1.4倍ということになります。

以上です。

○渡久地修委員　皆さんはこれまで努力してきたんだけれど、真の所有者に返したのは直近ではいつなのか。そして、現在名乗り出て裁判になっている事例があるのか。今後名乗り出てくる可能性があるのか。この３つをお願いします。

○祝嶺浩之管財課長　最後に真の所有者に返還したのは、平成27年に返したのが最後でございます。それから今現在、その真の所有者から訴訟等で申出があるような事例はございません。今後の見通しですが、やはり80年以上たっていることから、なかなか物証、人証は厳しくなっています。今後こういった管理解除に結びつくような真の所有者に返せるようなものは、なかなか少なくなっていくのではないかと見込んでおります。

○渡久地修委員　この10年来、そういったのがもう出てないと、これからも出てこないんじゃないかという見通しですけれど、先ほどあった、民法で処分

できるようにという改正があったということなんだけれど、これについては、沖縄県としては納得できない部分もあると思うんですが、その辺の見解を教えてください。

○祝嶺浩之管財課長　この改正民法によるまず新たな制度というものなんですけれども、少し説明させていただきますと、現に所有者不明土地上に建物を有して居住している人や隣接地主、そういった方々が利害関係人と言いますが、そういった方々が裁判所に申し立てることで、当該土地の売買が可能になる制度でございます。具体的には、裁判所が県に代わる新たな管理人というのを指定します。その指定された管理人と申立人との間で土地代を支払い、土地を購入するということになっております。

ただ、課題としましては、今この利害関係人というのが、実際にいる場合はともかく、所有者不明土地というのは、結構原野なり山林なりにもたくさんございますので、結局そういったものは残ってしまうということで、全筆の解消には、この制度では至らないというところが課題かなと感じております。

○渡久地修委員　もう一つあるんじゃないですか。この管財人、これ売買したら、その後はこのお金が国庫に入るという問題があるんじゃない、どうですか。

○祝嶺浩之管財課長　この制度ですけれども、先ほど、この新たな管理人にその土地の代金を支払うことになるんですが、この管理人は、必要経費以外は供託に預けることになります。そうすると、この供託に預けて10年の時効が経過すると、国庫に帰属するというような制度でございます。

○渡久地修委員　現在、今の事例で何件生じていますか。

○祝嶺浩之管財課長　今こちらで正確に把握しているのは、令和５年度に３件、32筆が管理解除されました。令和６年度はなかった、ちょっと今その辺りが定かではないんですが、令和７年度に入って少しずつ、またその管理解除が出はじめているというのを聞いております。

○渡久地修委員　10年たったらそれが国庫に入るというものに対しては、私は納得できないとこれまでも何度も指摘してきました。あんなに悲惨な沖縄戦で、県民４人に１人の命が奪われて、一家全滅も出てきて、公図までなくなって今の事態が起こっているわけよ。そして、その売買したものが国庫に入るというのは、県民としては納得できない。だから、それはやっぱり当該自治体や県にその権利は帰属をすべきだと思う、その辺は部長どうですか。

○宮城嗣吉総務部長　この所有者不明土地の一番の課題は、管理権限はあるんですけれども、処分権限がないということで、必要な他に有効利用できるような土地について用途が制限されてしまっているという点にありました。それを今回、一部改正民法で処分することができるようになったというところが一歩前進だと思います。

一方で、それが利害関係人に絞られているというところの部分では、まだ課題があるのかなというところがあります。

その改正民法で供託後の売買金額が国庫に帰属するという部分については、様々な意見があるかと思いますので、ここで言及は避けたいと思いますけれども、確かに委員のおっしゃるように、間違いなく県民の財産であったものが国庫に帰属するというようなものについては、様々な意見があるかと思います。

県としましては、まずはそういう意見を国のほうに訴え、法制上の措置、それから有効できるような財政措置などについても継続して求めたいと思います。

○渡久地修委員　これは当該自治体、沖縄県に帰属するようにしっかりと県として働きかけないと、戦後80年たっても、さらにこれが沖縄県から奪われていくということは到底納得できない。その辺はしっかりやってください。これはもう、これからも私たちは指摘、追及していきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　当山勝利委員。

○当山勝利委員　まず、令和６年度基金の運用状況書の中の土地開発基金について、まずはこの基金の目的と用途について伺います。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

この基金は昭和48年に条例に基づき制定されたものです。公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要のある土地を購入するための経費の財源に充てているために設置されたものです。この基金を資金として、沖縄県土地開発公社、または沖縄県町村土地開発公社に貸付けを行うことにより、学校など公共施設の整備など、大規模で迅速な土地取得が必要な場合に対応するものとなっております。

○当山勝利委員　資料の２ページに本年度中の増減額で10万8072円とありますが、この説明をお願いし

ます。

○真栄田義泰財政課長　資料中に示されている本年度中増減額の10万8072円については、この基金を運用したことにより得られた預金利子を積み立てたものとなっております。

以上です。

○当山勝利委員　これは預金利子ということですね、分かりました。この貸付状況を聞きたいんですけれども、直近で残高がまずゼロなんですけれども、この残高というのはいつまであったんでしょうか。貸付残高です。

○真栄田義泰財政課長　直近の貸付残高については平成27年度まで、その額は４億1502万7000円という数字がありました。

○当山勝利委員　ということは、10年以上貸し付けた事実はないということですね。次に本年度中の貸付けがゼロなんですけれど、貸付けをした直近の年度というのはいつでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

直近では、平成25年度に北中城村屋宜原の北西側に位置する、昭和49年に米軍から返還されたサウスプラザ地区において、公民館等の整備に係る用地取得の資金に充てているため、沖縄県町村土地開発公社に対して、先ほどの４億1502万7000円の貸付けを行ったというのが最後です。

以上です。

○当山勝利委員　この基金は残高を10年、それから貸付けしたのも12年ぐらい前ということで、その間はないわけですよね。ここら辺の必要性というのをちょっと伺います。

○真栄田義泰財政課長　委員の御指摘のとおり、近年は貸付け実績はございませんが、昨年度から土地開発基金の貸付けについて検討している案件はございます。また、これまで米軍返還跡地である那覇新都心において、高等学校とか、県立博物館・美術館の建設用地の取得の際に貸付けを行っております。

今後は、在日米軍施設の返還が実現した際には、大規模な整備が必要になる場合があるかなということを考えております。

この基金を活用することによって、時機を逸することなく、用地の取得可能となるため、今後も維持していく必要性はあるのかなという認識でございます。

以上です。

○当山勝利委員　そうすると、いつになるかは分かりませんけれども、積立てられているこの63億円余りの基金で今足りますか。

○真栄田義泰財政課長　基金残の規模の適正化というところなんですけれど、過去の事例でいくと、例えば平成３年度は４件あって31億の貸付けがあったりとか、そういう実績があったりとか、平成10年については48億の貸付けを行ったりとかという部分がありますので、今の規模感は維持していきたいなというところを考えております。

○当山勝利委員　そこら辺は今後検討をしていただきながら、要は米軍基地の返還に合わせて、基金がこれで足りるのかどうかも含めて、もっと必要額が出てくるのかもしれないし、そこら辺をぜひ検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　委員の御指摘のとおり、今後、土地についての貸付けになってきますので、規模感がなかなか見通せない部分もありますので、今の残高はしっかりキープして活用していきたいと考えております。

○当山勝利委員　分かりました。

全体的にいろいろな基金があるんですけれど、ここに出された基金も見てみると、この運用益の整理の仕方がそれぞれの基金で違うんですよね。この違う理由についてちょっと伺います。

○真栄田義泰財政課長　基金の運用益の対応については、沖縄県が所管する基金条例で基金の運用から生ずる収益について、一般会計歳入歳出予算に計上して整理すると定めているもののほか、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するとうたわれて、それぞれルールが決まって定められております。これにより運用収益を基金に積立てているものがある一方、基金の積立てを行わず、基金から出た運用益を財源として、関係事業に充当しているという取扱いをしているものです。

○当山勝利委員　そういう整理が違う理由はなぜですか。

○真栄田義泰財政課長　やっぱり基金のそれぞれの設置目的とか、運用ルールがそれぞれ全く異なっていまして、基金設置当初の事業計画において、運用収益を活用して、その基金の目的に資する事業に充当するということを定めていますので、それぞれの基金の設立の背景によって、基金を積んで活用する場面と、一定程度の基金を充てて運用収益を生み出して、そこを財源として事業を展開していくというような違いがあります。

○当山勝利委員　私としては、ここの基金を一つの貯蓄と見た場合、今はインフレですので、金利をか

けて、その金利分は運用益として上がってくる、この運用益はきちんと積立てておかないと、将来このお金という価値は減っていくわけですから、それを私は統一してやるべきだと思うんですけれども。いろいろ状況は違うというお話でしたので、また、これは別途、議論させてください。

主要施策の29ページ、幾つかありました危機管理センターなんですけれども、１点だけ伺います。

繰越しが１億9000万出ているということで、50％以上繰越しされているわけなんですが、その理由についてだけ御説明ください。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　お答えいたします。

本事業においては、令和６年度に埋設物、文化財等の調査をしたところ、実際にこの建設予定地を掘ったところ、文化財の散布状況が大分広がりを持っていたということを含めて、範囲を拡大して作業を進めてきたところでした。併せて、この埋設物を確認するために掘ったところ、行政棟の地下構造の状況が分かってまいりまして、その部分において、現状の設計のまま同じように防災危機管理センターを建てることが難しかったので、設計を修正する必要が生じました。こういったもろもろの件の観点で、ちょっと繰越しが多くなってしまったという状況がございます。

○当山勝利委員　分かりました。

繰り越された分は、順調に消化されていると理解してよろしいですか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　現状、我々のミッションは防災危機管理センターの早期の供用開始だと認識しておりますが、今回、この繰越しが多かったことで、特段その供用開始に大きな遅れが生じるということはありません。

○当山勝利委員　分かりました。ぜひよろしくお願いします。

次に、36ページの公共施設マネジメント推進事業の中に平和祈念資料館の件が書かれていますけれども、この平和祈念資料館の修繕、改修の状況について伺います。

○祝嶺浩之管財課長　お答えします。

令和６年度の事業内容としましては、防犯カメラ更新、スプリンクラー、自動火災報知機、排水管、空調、シャッターの修繕となっております。予算の執行状況は1375万6000円で、執行残が500円ということになってございます。

以上です。

○当山勝利委員　５年ぐらい前から改修を始められていると理解しておりますけれども、同館の改修の終了時期というのは、今決まっていますでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　ちょっと部局のほうにも確認した範囲で、管財課が把握している平和祈念資料館の改修について、ちょっとお答えいたします。

令和７年度に大規模改修工事の設計費として1928万円を計上しています。内容は、エレベーター、消火配管、トイレの洋式化、受用変電設備、照明設備、内装、屋上防水などの更新となっております。令和８年度から令和９年度にかけて大規模改修工事を実施し、資料館の改修は一定の区切りがつくと聞いているところでございます。

以上です。

○当山勝利委員　分かりました。

ぜひ頑張っていただきたいと思いますけれども、この公共施設マネジメント推進事業の全体予算として不用額が６億円以上あります。その理由について伺います。

○祝嶺浩之管財課長　当該事業につきましては、各施設の執行状況を把握し、執行残が生じた場合には追加工事の要望箇所などに充当するなど、予算の有効活用に努めているところでございます。

ただ、それでも入札不調や予定していた工事箇所の減があったため、現在不用が生じている状況でございます。

以上です。

○当山勝利委員　限られた予算の中で頑張ってらっしゃると思いますので、ぜひ、不用額を少なくできるように頑張ってください。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　大田守委員。

○大田守委員　まず説明資料の７ページの８行目、９行目です。森林環境譲与税、そちらのほうは新しい税金ということでありますけれども、先ほど答弁の中で、譲与割合が県が１割、市町村が９割ということがございました。譲与税の徴収は県ではやっていないですよね。その徴収と、また県の配分はどのような形で来ておりますか。

○真栄田義泰財政課長　委員の御質問は森林環境譲与税関係で、県のほうで徴収していないかという御質問だと理解しています。

森林環境税は令和６年度から、地方税である個人住民税に上乗せする形で国が課す国税で１人年額1000円の徴収をしていると。実際の徴収は、個人住

民税と合わせて市町村が賦課徴収することとされております。

以上です。

○大田守委員　県民の中には、いつの間についたか分からない税金だと。東北の復興増税と同じような形で、サイレント増税ではないのかという懸念もございます。そういった中では、県のほうもこの3100万いただいております。そして、これは目的税ですよね。どういった形で使われているのか、これは県民に対して説明が必要だと思いますけれども、その説明の仕方は、今、市町村にお任せという形でよろしいでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

森林環境譲与税は、先ほど言った、１割が県、９割が市町村に譲与がされているという状況で、１割の県の部分については農林水産部のほうで、今基金を設けて、施策を打っているという形です。９割の市町村の部分については、企画部の市町村課のほうで市町村の割り振りを行っていると聞いております。

○大田守委員　そうであれば、これは主に市町村の事業に対して割り振っていくという形になると思うんですが、県独自の施策とかそれはあるんでしょうか。それとも、主に市町村の動きがないと、県のほうもこの動きができないということでよろしいでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　県への譲与額の部分なんですけれど、主な使途としては、森林クラウドシステム運用保守委託業務であったり、県産木製品カタログ利用促進実証事業の委託事業等に使われていると聞いています。

○大田守委員　森林に関わる目的税ということで、森林の多い市町村は、ある一定のところに納得はいくかもしれませんが、都市部分に住んでいる住民の皆様方の納得感というか、それに対して、やはりもう少し説明が必要だと思うんですけれども。森林に対するだけなのか、それと国産の木材の加工利用、あとはいろいろな施設のものに使えるのか、それも含めて、森林ということで、植林とかそれにしか使ってないんじゃないかというそういった誤った考えというか、それも出てきているのではないかなと思っています。

○真栄田義泰財政課長　森林環境譲与税の使途については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の34条に定められておりまして、市町村については森林の整備のほか、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。

ちなみに、都道府県については、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされております。

以上です。

○大田守委員　私は、これ本当に復興税が取れなくなったという言い方はおかしいかもしれませんが、国のほうでサイレント税でやってきた可能性があるもので、そこはしっかりと説明のほう、よろしくお願いいたします。

あと10ページお願いします。

こちらの違約金及び延滞利息の収入比率が１割もいかないところございますけれども、この点についての御説明をお願いしたいのですが。

○祝嶺浩之管財課長　お答えします。

返納利息についてですが、県有地の貸付料について、賃借人が納付期限内に貸付料を納付できなかった場合に課される賃貸借契約上の延納利息です。

収入比率が低いことについては、借地人の高齢化、病気、死亡、そのほか雇用事情や事業不振等の経済的な理由により、県有地借地料の未納が発生している状況です。

滞納整理に当たっては、借地人への電話催告、借地人訪問等の対応及び滞納整理強化月間を設けるなど対応しているところでございますが、貸付料の本体の徴収を優先していることもあって、この延納利息の徴収が低いという結果となっている状況でございます。

以上です。

○大田守委員　本体の貸付けのほうはよろしいかと思うんですけれども、やはりこの延滞金を払えないという状況であれば、本体のほうの納入率も悪いと思うんですよね。今、県有地の中に、すぐ撤去できる貸付けの方々がいらっしゃるのかどうか、それとも不動産までつくってしまって、それを借りたままになっているのか、どちらが多いんでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　今現在、一般の県民の方々に貸し付けている県有地は、おおむね上物が建っておりまして、そこに県民の方が居住しております。都度、機会を見つけて、この県有地を購入するように少し促したりとか、そういったことを行ってございます。

実際に居住されている方が退去されて更地になった土地については、速やかに入札をかけるなどして売却を進めているところですので、どちらが多いか

といいますと、まだ居住されている方がいらっしゃるということでございます。

以上です。

○大田守委員　いろいろな事業でもなかなかうまくいかなくて、そういった徴収もできない、延滞金が発生するという状況は、私は負の連鎖がずっと続いていると思うんですよね。そうであれば、本当に事業を運営している方に、皆さん方であればしっかりと県のほうで相談に乗っていただいて、この事業はもう無理ですよと、もうはっきりそういった形の道筋を立てる、法的に救える状況があるんだったら法的につくっていく、それが必要じゃないかなと思うんですよね。市町村のほうでも、やはり様々なもので滞納してしまって、もうにっちもさっちもいかない。そして、自分が病気を持っていても医療にも行けない。そういう状況の中で、やはり職員と話をすることによって、法的なルールで救われるというものもあるんです。私は県も同じじゃないかなと思うんです。まだ、私はこれが３割とか、４割であれば先が見えると思います。１割ということは、先の見えない方々が多いと思うんです。そこは行政のほうで道筋をしっかりとつくっていく、これは必要だと思いますけれども、そういったことに関してはいかがでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　委員がおっしゃるように、生活に困窮しているから支払えないということであれば、今後、滞納整理を進めていく中で、本人の状況、それから規模等を丁寧にお聞きしていく中で、適切に関係機関につなげていきたいと考えております。

以上です。

○大田守委員　よろしくお願いします。

あと、主要施策のほうで、もう幾つか質問は出てはいるんですが、29ページの防災危機管理センターについて伺います。執行率が悪いということもあるんですが、先ほどから文化財の発掘が長引いていると、その範囲が広がっていると、これはしっかりと調査しないといけないからいいかもしれませんけれども、そういった中で、私はこれ初めてなのでお聞きしたいと思います。防災危機管理センター、機能センターであれば、ヘリの発着場なんかも一緒にやる可能性はあるんでしょうか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　お答えいたします。

現状、この現行の設計の中ではヘリポートがあるということはございません。

以上です。

○大田守委員　設計等もそうであれば決まっているでしょうから、なかなか新しく造ることができないと思いますけれども、防災センターを造るのであれば、そういった空からのいろいろなアプローチができるような形のものをやってほしいなと思っております。

そして同じく36ページ。これも先ほどから出ておりますけれども、公共施設マネジメント推進事業なんですが、不用額が多過ぎる、執行率も悪い、そういった課題のほうで技術職が不在のためという表現がございます。これを払拭するためには、県の職員として技術者が必要ではないかと思うんですよね。先ほどの答弁の中でも、入札不調が２件ほどあって、それも含めて考えますと。技術職が必要だと思いますけれども、これは総務部のほうで人事等をやっていると思いますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　不用が少し多くなっているというところで、昨年度からずっと御指摘をいただいているところでございます。それで、先ほど来申し上げているように、技術職が各出先に少ない分、管財課に在籍している職員が手分けして、昨年度よりもなるべく多く回れるように今動いているところです。実際に上半期の執行率については、昨年度９月が終わった時点で27％だったところ、今年度は42％ということで15％程度上昇しておりますので、引き続きこういった取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○大田守委員　ありがとうございます。

技術職の場合は、民間のほうが景気がよくなればそこに流れます。そういった中で、県庁は技術職で働いて、魅力ある職場をつくらないといけないんです。そこはもう総務部の力が必要だと思いますので、よろしくお願いします。

これは通知はしておりませんけれども、あと一つ、基金は総務部のほうで大まかにまとめていらっしゃるんですか、どうなんでしょうか、基金関係。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

基金の取りまとめといいますか、県のほうでは特定の目的のために積み立てる基金が32基金あって、定額の資金を運用するため資金が37基金を設置しております。

各基金については、各部局のほうで主体的に執行管理しているというところで、昨日も回答があった

かと思いますけれど、出納事務局のほうで運用に対するメニューを準備して、そこを各部局が判断して、この運用の依頼を行っているという形を取っていると聞いています。

○大田守委員　分かりました。

出納事務局のほうでしっかり運用してということであれば、それはそれでよろしいんですけれども、ただ現在、沖縄県の現金預金の残高を見ると2400億円以上ありますよね。そういった中で、債権のほうが僅か100億円余りです。私はこの運用がうまくできていないのではないかなと思うんですけれども、県のほうでこの運用は何割までできるとかそういった条例があるんでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　県のほうで運用に当たって定期預金か債券かという運用を示した決まりというか、取決めというのは今はないです。

○大田守委員　私が大体同じような規模の県のものを見てみると、同じぐらいの現金預金があるんですよ。ただそこは運用が進んでいるんですよね、３割以上やっています。運用益が相当出ております。やはり県のほうもそういったことをやるためには、県に運用するための局というか人員がいるんでしょうか、それとも運用専用の職員がいるんでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　少し答弁が繰り返しになるんですけれど、各基金については、各部局のほうでしっかり運用について検討し運用しているという理解なので、運用のための職員、それだけのための職員というのは今はいないかと思います。各部でその担当がそれを担っているという理解でございます。

○大田守委員　分かりました。

あとは出納事務局でももう少し聞いていきたいと思っております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長より、先ほどの宮里委員及び呉屋委員の総括質疑の申出については休憩中の発言であったため、宮里委員及び呉屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか再開して改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　知事に対して、臨時財政対策債借換えの部分で総括質疑をしたいと思います。また、債券の運用についても質疑したいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　知事に対して、今のこの特別会計のチェック、これは専門的にやる組織があるのかどうかというのを。今見てても監査委員事務局は違うところだと。そういうふうな形でどこが統括するのかがよく分からないので、その組織について伺います。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員は再開中に確認しましたので、提起については問題ありません。

では、説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩します。

（休憩中に、執行部入替え）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

次に、知事公室長から知事公室関係決算事項の概要説明を求めます。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長　皆様、こんにちは。知事公室でございます、よろしくお願いいたします。

令和６年度の知事公室所管の決算の概要について、御説明いたします。

ただ今通知しましたのは、令和６年度歳入歳出決算説明資料（知事公室）でございます。

一般会計歳入決算状況について、御説明いたします。

３ページをお開きください。

２行目、予算現額の計、（Ａ）の欄26億4111万7000円に対し、調定額が（Ｂ）の欄23億8373万3492円、収入済額が（Ｃ）の欄23億8373万3492円、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100％となっており、過誤納金、不納欠損額、収入未済額はいずれもゼロ円でございます。

歳入の主な項目について、御説明いたします。

４行目、（款）分担金及び負担金のうち、（目）総務費負担金の収入済額555万3389円は、おきなわ＃7119　事業に係る市町村負担金の収入であります。

８行目、（款）使用料及び手数料のうち、（目）総務使用料の収入済額4905万9398円は、平和祈念資料館観覧料等であります。

12行目、（目）証紙収入につきましては、地方自治法第231条の２第２項で、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする、と定められていることから、証紙取扱機関を所管する、出納事務局及び総務部において決算の計上をしております。なお、予算として知事公室で計上した内容は危険物取扱者免状に係る手数料及び危険物取扱作業の保安に関する講習手

数料等であります。

14行目、（款）国庫支出金のうち（目）総務費国庫負担金の収入済額161万80円は、総務省からの国民保護訓練費負担金であります。

18行目、（目）総務費国庫補助金の収入済額22億9534万130円について、その内訳は、沖縄振興特別推進交付金が5476万9130円、不発弾等処理促進費が22億4057万1000円であります。

４ページをお開きください。

２行目、（款）財産収入のうち（目）財産貸付収入の収入済額2632万6835円は、主にＪＩＣＡ国際協力機構への県有地貸付けによる収入であります。

９行目、（款）繰入金のうち（目）基金繰入金の収入済額103万円は、沖縄県ふるさと寄附金の収入であります。

13行目、（款）諸収入のうち（目）雑入の収入済額411万4393円は、主に県広報誌及び県ホームページバナー広告料の収入であります。

５ページをお開きください。

一般会計歳出決算状況について、御説明いたします。

２行目、予算現額の計、（Ａ）の欄55億7188万2000円に対し、支出済額（Ｂ）の欄が51億2936万8374円、翌年度繰越額（Ｃ）の欄が8505万2000円、不用額が３億5746万1626円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は、92.1％となっております。

翌年度繰越額の内訳及び主な理由について御説明いたします。

６行目、（項）総務管理費のうち、（目）諸費の2200万円については、沖縄県平和祈念資料館展示更新事業において、監修委員会の発足、会議の運営方法の検討や、対応方針の検討に時間を要したことによるものです。

11行目、（項）防災費のうち、（目）防災総務費の6305万2000円については、不発弾等処理事業費の市町村支援事業において、対象工事の遅れにより磁気探査にも遅れが生じたことによるものでございます。

次に、不用額の内訳及び主な理由について御説明いたします。

６行目、（項）総務管理費のうち、（目）一般管理費の5932万4898円は、職員費における人事異動に伴う執行残など、また、９行目、（目）諸費の7342万743円は基地対策調査費における調査事業の一部未実施となったことや、海外出張の減によるものなどとなっております。

11行目、（項）防災費のうち、（目）防災総務費の不用額１億9375万2182円は、不発弾等処理事業の市町村支援事業及び住宅等開発磁気探査支援事業において、計画変更等による補助金の執行残等となっております。

以上が、知事公室所管一般会計の令和６年度歳入歳出決算の状況でございます。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長　知事公室長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、知事公室関係決算事項に対する質疑を行います。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　知事公室関係よろしくお願いいたします。

主要施策の１ページ目、知事公室基地対策課、基地対策（継続）の事業なんですけれども、このシンポジウムの内容と費用の内訳をお願いいたします。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

まず、御質問の１つ目のシンポジウムにつきましてですけれども、これは知事の訪米のときに行ったシンポジウムですけれども、ジョージ・ワシントン大学やコロンビア大学でシンポジウムを開催しております。

知事から、沖縄と米国との歴史的なつながりや米軍基地から派生する諸問題、日米安全保障体制の安定的な運用に向けた信頼関係の重要性などについて講演を行うなどをしております。また、費用の内訳ですけれども、この事業は基地関係業務費というのが正式な予算事業名ですけれども、基地対策課の運営経費という部分のほか、先ほど申し上げた知事訪米、そして渉外知事会とか軍転協と連携をして、日米両政府に対して要請活動を行うというようなものの経費となっております。

以上でございます。

○宮里洋史委員　続きまして、８ページお願いいたします。

８ページ、今度は辺野古新基地建設問題対策課の事業になるんですけれども、先ほど質問した１ページの基地対策課の事業との具体的な違いを教えてください。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長　辺野古新基地建設問題対策事業においては、政府との対話による辺野古新基地建設問題の解決及び普天間飛行場の危険性除去の働きかけ、それからキャラバン等を通じた国民的議論の機運醸成や、国際社会への情報発信などに取り組んでいます。一方、基地対策課所管の基地対策では、先ほど説明があったところですけれども、沖縄における過重な基地負担の軽減等に向け、日米両政府に対し、適時適切に要請を行うとともに、知事が訪米し、米国務省、国防総省、連邦国会議員、有識者などとの面談やシンポジウムを通じて、沖縄の基地負担の現状等を直接伝えております。

以上です。

○宮里洋史委員　どちらも隣の課で、もちろん連携はすごく取っているとは思うんですけれども、沖縄県の基地問題を、この辺野古新基地建設対策課と基地対策課で分けるよりは、基地対策課で一緒にして、その中で分けたほうがいいのかなと思っております。従来の基地対策課は仲井眞県政からあって、今の辺野古新基地建設対策課は翁長県政に入ってからやったと思います。職員の数とか、いろいろノウハウとかもあると思うので、そこは統合してよりよく人を配置しているのかもしれませんけれども、もっと人をまとめて、パワフルに活動されたほうがいいのかなと思うんです。そこら辺はいかがですか。

○溜政仁知事公室長　ありがとうございます。

委員の御指摘もまさにおっしゃるとおりというか、どのような場合が課を統合して行ったほうがいいのか、あるいは分けて課長を２人置いてやったほうがいいのかというのは、我々としても日々検討しながらやっているところでございます。ちなみに防災については、去年まで１課なのを今年は分散して行っているし、平和地域外交については、逆に地域外交と平和を一緒にするとか、そういう取組を日々行っていて、今回、基地対と辺野古につきましては、委員おっしゃるとおり、辺野古新基地建設反対という知事の大きな公約について特化して行うということで、辺野古新基地建設問題対策課というのができた経緯もございますので、そこは今分けているところでございますが、マンパワーの配置等については、日々検討したりしているところでございます。

○宮里洋史委員　ちょっと順不同だったんですけれども、４ページのワシントン駐在員活動事業費について質問させていただきます。

そもそも設立の問題、そしてビザの問題、委託の問題とあって、令和６年度もそれが解消され、途中でその事態が分かって、追認して、新しい令和７年３月に予算否決されて今の流れなんですけれども。要するに当時の予算編成のときは、それがまだ明るみに出てなかったときからの予算ですので、改めて質問したいんですが、やはり委託した経緯があります。委託料を支払った経緯の中で、調査検証委員会の中でもＦＡＲＡ報告ではワシントンＤＣオフィス社が支払ったとされる領収書だったり、ワシントンＤＣオフィス社が県から収入を得ているという報告も書かれているんです。

ただ、知事公室のワシントン駐在員活動支援事業に関して、委託料をワシントンコア社に支払っているわけですよ。実際、ＦＡＲＡ報告ではＤＣオフィス社がそれを払っていたと。でも、領収書はワシントンコア社の領収書だから、それを実績報告として委託料をお支払いした。その委託料の支払いの仕方というのは、さらに検証して本来の委託料の支払い方ではなかったんじゃないかなと思うんです。そこら辺はいかがですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

今、御指摘ありましたワシントンＤＣオフィス社に対してマーキュリー社に支払った金額が、ワシントンＤＣオフィス社から支払ったということですけれども、委託料の関係から申し上げますと、この事業費に関する委託料は、米国の現地での駐在活動に必要な経費を一括して予算上も計上しまして、執行に当たっても受託業務を実施するに当たって受託事業者が活動支援に必要な経費を支払いできるように、一括して契約をしているというような状況でございます。ですので、受託事業者が駐在活動に必要な経費を基本的には全て支出する立場なんですが、そのうち現地スタッフの給与とか健康保険料とか、あとマーキュリー社への専門サービス料の支払いなどの一部の経費については、支払い先の要望なども踏まえてワシントンＤＣオフィス社を介して支払うということになりまして、受託事業者が所要額を同社の口座に振り込んで、同社がこれを原資として支払ったということでございます。

委託事業者がＤＣオフィス社を介して支払った経費につきましても、私たちの委託契約の立場から見ますと、駐在活動の実施支援のために使用した経費でございますので、これらも含めて委託契約に基づいて清算手続を行ったということでございます。

○宮里洋史委員　少しおかしいところがあるなと思うのは、コア社が県に実績報告を上げたときにマーキュリー社に払っているのは、ＤＣオフィス社の名義ではなくてコア社の名義ですよね。マーキュリー社にコア社の領収書としてもらって、県に実績を報告しているわけなんです。それに対して、もちろん委託事業者がその名前で領収書を支払うので、それで間違ってないんですけれど、ＦＡＲＡ報告ではＤＣオフィス社が払ったことになっているから、そこは突き詰めると委託料を払うことができなかったんじゃないのかなってことですよ。だって、コア社にほかの会社の支払いの領収書を持ってきてもらって、コア社に実績報告ですねと払うことは、ほかの県がいろいろな委託している事業の中ではそれは通らないじゃないですか。この分はこの会社に払ってもらいましたという別の名義の領収書が積み上げられていて、委託料を払ってくださいということは県はできないですよね。

○玉元宏一朗基地対策課長　おっしゃられるような御指摘があるというふうに受け止めておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、委託契約上は、領収書としてはコア社に向けた領収書、我々が過去に確認をしたということであります。

実際の資金の流れとして、委員がおっしゃったような状況がございましたので、そういう意味では実際の資金の流れを一部省略した形で我々のほうに領収書が来て、それを確認したということについては、透明性を欠くという疑問を持たれて御指摘を受けていることについては、しっかり重く受け止めているところでございますし、再発防止に取り組む必要があると考えております。

以上です。

○宮里洋史委員　委託料の中に、アディショナル・ペイドイン・キャピタル、追加払込資本もあるわけじゃないですか。それはどういう処理なんですか。委託料の中にあるから、どういう実績報告をもらっているんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委託契約の手続の中では、今おっしゃられたアディショナル・ペイドイン・キャピタルと呼ばれる資金の流れは、これまでも実績報告上の中で出てきておりませんでした。あくまでもそこは省略した形で、マーキュリー社の場合で言うと、マーキュリー社からコア社への領収書を持って確認をしたという状況でございます。

○宮里洋史委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員より実態を聞いているわけではなく委託料として支出できるのかを答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長　委託契約の目的としては、駐在活動の支援ということを目的にしていて、それに必要な経費を支払うことも含めて委託契約していますので、最終的にマーキュリー社に対して、我々が求める業務を行ってもらった対価として支払っているということですので、委託契約の中に含まれるということで考えております。

○宮里洋史委員　ちょっと行ったり来たりしているんですけれど、要するに、その人たちが払ってないとＦＡＲＡ報告している領収書だったりとか、収入だったりを委託料で包括して全部払っていたわけですよ。だから、実態としてはＤＣオフィス社が支払っていることであって、コア社が払っていたわけではないという捉え方もできるわけですよね。だからちゃんとした名義じゃない、実態をそろえているだけで、裏ではいろいろなお金の動きがあったことに対して委託料を支払われるんですかと聞いているんですよ。

○玉元宏一朗基地対策課長　ここで委員との意見が少し異なるかもしれませんけれども、我々としては逆にといいますか、資金の流れとしては、ＤＣオフィス社を介してマーキュリー社に支払いがされているわけですけれども、実態としては、原資を持っている沖縄県からワシントンコア社に委託をして、最終的にはマーキュリー社に資金が行って、必要なサービスを受けているということですので、実態としては我々が支払ったということになるという認識で委託契約の精算をしているということでございます。

○宮里洋史委員　次に行きます。ＤＣオフィス社の取引先は弁護士法人もろもろあると思います、資料のところがあると思います。非弁行為も指摘されていました。以前、非弁行為に対して委託料を支払うことはできないという答弁もいただきました。今回の決算でも、実態はそういう部分があったと思います。非弁行為にはないならない、そこら辺の見解はどのようになっているんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　これまでの議論を踏まえて、沖縄県としてコロンビア特別区の、これはいわゆるワシントンＤＣのことなんですけれども、コロンビア特別区の控訴裁判所の関連する規則を精査

しましたところ、その規則には、こういうふうに書かれておりまして、「コロンビア特別区法曹協会の会員である場合を除いて、何人も法律事務を取扱いまたは法律事務を取り扱う権限があるものとして表示してはならない」ということが書かれております。

これについて、非弁行為に関する規定なんですけれど、ただし法律事務を取り扱っているということを推定するという意味については、法律事務を取り扱う権限または能力を有していることを表示していないことなどにより、反証されうるものとされておりますという規定になっております。少し分かりにくいので言い換えますと、弁護士資格を有しない者があたかも法律事務を取り扱う権限を持っているかのような表示をしているのでなければ、そもそも法律事務を取り扱っているとは推定されないというふうに、私たちとしては考えていると、そういうふうな規定になっていると考えています。これをワシントンコア社の場合に当てはめますと、ワシントンコア社は自ら法律事務を扱う能力があるかのような表示を行っておらず、また県としても、専門的な法的助言を提供するのは、法律事務所であってワシントンコア社ではないと認識をしておりましたので、ワシントンコア社の行為は法律事務の取扱いに該当しないということで、県としては、今回のコア社の行為については非弁行為に当たらず、委託料の支払いに問題はないというふうに考えているということでございます。

○宮里洋史委員　では、なぜビザの登録と法人の申告に対して、コア社が出す積算見積りに入っていたんですか、それは法律事務ではないんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委託料については、駐在に関わる業務に必要な経費は全部一括して契約をしておりますので、その中にビザの申告ですとか、そういう業務を法律事務所とか会計事務所とか、そういうところに再委託をしながら実施をするということは経費の中に含まれるということでございます。

○宮里洋史委員　では、再委託で直接払っている場合はまだいいとは思うんですけれども、払ってない場合に、そこから上乗せしてコア社の収益を取ったことはないと確定できますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　この再委託先の法律事務所などとの関わりにおいて、一つ言語の問題がございますので、法律事務所からの説明は英語で行われますので、これを日本語に訳して沖縄県のほうに伝えるですとか、そういう間に入っての対応というのはワシントンコア社が行っておりますので、その分に係る人件費などは積算されているというふうに思います。

○宮里洋史委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員より、非弁行為に対する確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　その間をつないでから、お金をもらってないよと証明はすべきだと思うんですよね。だって、それを通訳というのであれば、ほかの積算の一般事務で足りるわけじゃないですか、そこの説明はできますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　今申し上げたコア社の積算の部分については、人件費として今、想定をして申し上げましたけれども、この人件費の積算はそれぞれの業務ごとに数字をカウントして積算をされておりますので、そういう意味では、ほかの業務と同じ考え方で、作業時間がかかった分は人件費として計上していると、そういうような考え方で積算されていると思っております。

○宮里洋史委員　これ問題なのは、全部の事務とおっしゃったんですけれど、事務ごとに単価が違うんですよ。だから、それを非弁行為じゃないかと検証委員会も指摘されているので、そこに対して、本当に非弁行為じゃないと言い切れるのかということですよ。

○玉元宏一朗基地対策課長　委託業務の中の人件費の単価は、それに従事している人物の経歴なり、スキルに応じて単価が決められていると思いますので、その業務ごとに単価を決めているというふうな認識はございませんので、そこは、若干、認識が異なるかなというふうに思っております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　知事に対して、委託料の支出として、地方自治法に基づいた支出として間違いないのかという部分と、非弁行為に対しての支払いにもなってないのかというところを総括質疑で上げたい

と思います。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、10月14日の質疑終了後に協議いたします。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　よろしくお願いします。

それでは、説明資料の主要施策の成果のところの３ページ。この基地対策調査費（継続）の中の執行率の低さの理由と、あとジョージ・ワシントン大学内図書館に沖縄コレクションを開設した理由を伺いたいと思います。なぜこの大学なのか、お願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　まず、執行率が低い理由について申し上げます。

執行額については、もう資料で御覧になっていると思いますので、執行率が低い理由について。予算執行準備中にワシントンＤＣオフィス社設立手続に係る事実確認、また議会や委員会の対応業務が年度後半から発生しております。この事業の担当職員も、そのＤＣオフィス社関連の対応に従事することになっていましたので、基地問題を内外に発信するＱ＆Ａブックの更新ですとか、米軍基地問題に関する調査事業などが執行できなかったということでございます。

もう一つ、沖縄コレクションを開設した理由についてですけれども、県は平成26年９月に、当時の高良副知事がジョージ・ワシントン大学図書館を訪問した際に、沖縄について研究や学習ができる環境をつくるということで、沖縄関係の図書資料などを収集保存した沖縄コレクションというものを設置するということを、このジョージ・ワシントン大学に提案をしました。その後、平成27年２月に同大学と覚書を締結をしまして、沖縄関連の図書資料を活用した研究や学習ができる環境として、同年３月に同大学の図書館に沖縄コレクションが設置をされております。

○徳田将仁委員　この事業の事業内容と事業費の内訳を伺いたいと思います。

○玉元宏一朗基地対策課長　基地対策調査費の執行の内訳ですけれども、先ほど申し上げたとおり、執行できたもの、できなかったのがあるんですが、できたものについて主な執行状況について、１つ目は、沖縄の米軍地問題について英語で国外に発信をする英語版のホームページというのを持っておりますけれども、その保守管理にかかる経費が実績額として42万8780円。そして２つ目に、先ほど申し上げた、沖縄コレクションに関する経費が実績として800万539円となっております。

○徳田将仁委員　コレクション開設は僕の認識と何か少し違うんですけれど、翁長知事が沖縄コレクションのテープカットをしている画像を見たんですけれど、その時期と、今言った時期が３月、２月とか、その前ですとか言っていたんですけれど、このワシントン事務所の開設の時期と大体同じぐらいなんですね。ほぼ一緒ぐらいの時期なので、このワシントン事務所との関わりとか、連携体制というのはどうだったのか、お願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃられるとおり、ワシントン事務所が開設された時期と近いんですけれども、実態としては異なっておりまして、開設した時期については先ほど申し上げたとおり、平成27年３月になります。ですので、これは26年度なんですけれども、26年度の時点で一部補助金として予算を執行して、設置をしてもらっているというようなことになっております。

その後、年明けて平成27年６月には、ジョージ・ワシントン大学が主催した沖縄コレクションの開設セレモニーがありまして、そこで翁長知事が出席をしてテープカットをしたというような状況でございます。

もう一つ、ワシントン駐在との関わりについてなんですけれども、ワシントン駐在もワシントンＤＣにありますし、この大学もワシントンＤＣにありますので、駐在活動は駐在活動として行っているんですが、沖縄コレクションとの関わりももちろんございまして、沖縄コレクションと連携をしてセミナーを行ったりですとか、昨年度の知事の訪米の際にも沖縄コレクションと連携をしてシンポジウムを行ったりとか、そういうことが行われております。

以上です。

○徳田将仁委員　このジョージ・ワシントン大学に対して、どのような形で資金を交付しているのか。例えば寄附なのか、補助金なのか、あるいは覚書に基づく負担金なのか、会計上の区分を教えてください。

○玉元宏一朗基地対策課長　県では、この沖縄コレクションに関する経費については、宛先としてはジョージ・ワシントン大学宛てに２つの費目に分かれておりまして、平成26年度から令和３年度までは、沖縄コレクション設置事業補助金という形で支出をしております。そして、令和４年度から令和６年度までは、沖縄コレクション利活用促進事業という名前の委託料として支出をしているということに

なっております。

○徳田将仁委員　この委託している中で、ワシントン事務所に県から職員を行かせている中で、そこにもワシントン図書館を運営していただいているじゃないですか。そこで、ワシントン事務所がそこに何か言ったりできるんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　ワシントン事務所が、その沖縄コレクションに何か言ったりそういう意味の関わりというよりは、沖縄コレクションは沖縄コレクションとして独立をして、独立的に所蔵の管理をして、その目録をつくって、ホームページに掲載をしてというような情報発信をしながら、学術研究分野のネットワークを使って沖縄のＰＲをしてくれているという活動をしているんですけれども、その範囲の中で、ワシントン駐在員が一緒にセミナーの中でお話をしたりとか、それはどっちかというと沖縄の課題全般、歴史文化も含めて、そういうことを現地にいる者として説明をしたりとか、そういうふうな意味でのそれぞれ独立しているんですが、必要に応じて一緒に行動するというような形の連携だというふうに思っております。

以上です。

○徳田将仁委員　このワシントン大学の図書館なんですけれど、これだけ今は情報が多く、いろいろな媒体で取れるような世の中で、沖縄コレクションを長くこれだけ続けて継続したい理由が私にはあまり分からないんです。このワシントン大学とＭＯＵを締結してから10年がたつ中で、事業の成果と費用対効果、継続の是非を含めて検証すべき時期ではないかと思うんですけれど、どう考えますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　沖縄コレクションにつきましては、これまで8500点以上の沖縄関連資料を収集・保存して、その資料の目録をウェブサイトに掲載して、世界中の研究者などに向けて、研究及び学習環境の整備を図っているというような成果を上げていると思っております。また、ジョージ・ワシントン大学のウェブサイトでランキングがつけられているリサーチガイドの中で、沖縄の米軍基地を含め日米基地問題に関するリサーチガイドが１位としてランキングされているなど、その沖縄関連の研究の推進に寄与しているというふうに考えております。また、先ほどと少し重複しますが、沖縄の歴史や文化に関するセミナーの開催ですとか、各種の学術イベントにおいて、沖縄コレクションのプロモーションを行っていただいて、学術研究のネットワークを活用した沖縄に関する情報発信を行っていただいております。

このような形でしっかり活動していただいています。成果についてですけれども、研究や教育に関するこれらの取組を、いわゆるその費用対効果のような形で数値化をして検証するというのはなかなかちょっと難しい部分もありますけれども、県としてはこの沖縄コレクションを活用して、沖縄全体の課題などへの理解が促進されるような効果があると思っておりますし、引き続き継続して運営をしていただきたいと思っております。

以上です。

○徳田将仁委員　続いて、６ページに移りたいと思います。

米軍基地問題情報発信強化事業費の中で、本事業の事業内容と予算内訳を伺いたいと思います。あと、委託ならば、委託先もお願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　米軍基地問題情報発信強化事業につきましては、特設サイトを活用した情報発信ですとか、有識者を招いてのシンポジウムの開催というような業務を実施をしております。そして、委託先につきましては、今申し上げた２つについて、それぞれ分けて委託をしているんですけれども、委託先については、先ほど申し上げた情報収集発信業務、特設サイトを用いた情報発信についての業務は、株式会社アドスタッフ博報堂と株式会社サーベイリサーチセンター沖縄事務所の共同企業体であるＡＨ・ＳＲＨコンソーシアムというところが、委託先になっております。そして、もう一つのシンポジウムを開催する業務につきましては、ＮＰＯ法人新外交イニシアチブとなっております。

以上です。

○徳田将仁委員　この事業は主に県内向けなのか、県外向けなのか、あるいは国外の発信も含むのか。情報発信を行っている対象地域と、年齢層も伺いたいと思います。

○玉元宏一朗基地対策課長　情報発信について地域的なところで申しますと、主には県内を中心としつつも、県外も含めて対象地域としております。また、対象とするターゲットといいますか、年齢層についてのことで申しますと、若い若年層というんでしょうか、10代から30代までの年齢層について対象としていると。なぜかと申しますと、令和４年度の県民意識調査の結果で、基地問題に対する若年層の関心の低下があるのではないかという認識の中で若年層を対象としているということでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　本事業とワシントン事務所の情報共有とか関連はありましたか。

○玉元宏一朗基地対策課長　ワシントン事務所は、基本的には米国内の活動ですので、その意味では違いはあるんですけれども、関連があるとすると、シンポジウムを開催する際に米国内から有識者を招聘をしたことがあります。その際には、これは具体的に令和６年度で申し上げると、アメリカン大学のピーター・カズニック教授をシンポジウムに出ていただいたんですけれども、この方については、ワシントン駐在がこれまで継続的に意見交換を行っていた方で、駐在が調整をして、知事が訪米されたときに知事と面談を行うなどして、県内のシンポジウムにおける基調講演を実現したというところの関わりが一つでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　この事業の後継事業というのがあれば、後継事業の名前も教えてください。

○玉元宏一朗基地対策課長　この事業で直接的に後継になっているような事業ではないんですけれども、令和７年度に行っているもので、沖縄の基地形成史学び推進事業を今年度から新規事業で行っております。これも対象としては若年者を基本的な対象として、県外とか県内の高校生などの交流をしながら、沖縄の基地問題について、より語って学びを深めていこうというような取組をしているところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　続いて、12ページお願いします。

令和６年度の国際平和ネットワーク構築事業（新規）の中からお聞きしたいと思います。この事業委託の形態を教えてください。委託なのか、委託なら委託先までお願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

この国際平和ネットワーク構築事業につきましては、委託事業を行っております。主な委託先といたしましては、株式会社野村総合研究所となっております。

以上となります。

○徳田将仁委員　この事業の発案者というのはどなたなのか、教えてください。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

沖縄県では、沖縄県地域外交基本方針におきまして、アジア太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点を地域外交の目指す姿の一つとしております。この目指す姿を達成するために、国内外、特に海外に向けて、平和を希求する沖縄のこころの発信の強化を目的としておりまして、特命推進課の地域外交推進室が本事業を予算化し、令和６年度から当課が引継ぎまして取り組んでいるところでございます。

以上であります。

○徳田将仁委員　この事業の事業内訳、事業目的をお聞きしたいんですけれど、そして、この課題というところの中で、意見交換を重ね顔の見える関係を構築していくことが重要とあるんですけれど、これは誰と誰の顔が見える関係なのか。例えば知事なのか、職員なのか、どの国が対象なのか、どういう展開をしていきたいのかというのを具体的に聞きたいと思います。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　まず、事業の内容でございますけれども、この国際平和ネットワーク構築事業は沖縄県主導の国際平和ネットワークの構築に係る調査研究業務、あと済州特別自治道と締結いたしましたグローバル平和都市連帯の活用業務となっております。対象となる地域とか、あるいはどの層に向けたものなのかというところにつきましてですが、対象となる国とか地域は、本事業の中で優先度が高いと評価されました、中国、台湾、カンボジアなどの各都市、あとグローバル平和都市連帯の韓国済州特別自治道、あとドイツのオスナブリュックなどとなります。

昨年度、各都市に訪問したんですが、例えば韓国の済州特別自治道につきましては、知事公室長、副参事、担当主幹、担当者の４名で訪問いたしました。あと台湾の台北市につきましては、地域外交統括監、私副参事、担当主幹、担当で訪問いたしました。それとカンボジアにつきましては、担当主幹と担当で訪問しております。

それぞれにつきましては、どういうふうな整理でやっているのかというところもありますが、我々の考え方としましては、訪問の目的により訪問者を決定しているというところでございます。

以上となります。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から本事業の事業費の内訳について答弁するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

川満孝幸平和・地域外交推進課副参事。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　この本事

業の当初予算額が委託料と旅費に分かれておりますが、旅費が344万8000円でございまして、決算額が314万5936円となっております。不用額は30万2064円となります。委託料につきましては、当初予算額が1262万2000円、決算額が1165万3787円、不用額が96万8213円となります。

以上となります。

○徳田将仁委員　僕が質問した中で誰と誰の顔が見える関係なのかというところはまだ答えていないのでそれを答えてほしいんですけれど、公室長も含めて一緒に韓国かな、どこか行ったということなんですけれど、これは今さっき言った全てに出先機関があるじゃないですか。出先機関も同行したのか、そこまでお願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　事業成果の報告書の課題のところに顔の見える関係というところで書いてあるんですが、私どもとしましては、沖縄県と各国、地域の関係者とネットワークを構築していくに当たって、それぞれの担当者、例えば台湾だとか済州だとか、そういったその資料館とかあるいは自治体の担当者と我々のほうといろいろと意見交換を重ねながら、名前と顔をちゃんと一致させ、そういったところでネットワークを構築していくというところが重要だというふうに考えております。

それともう一つ、海外事務所につきましても、例えば韓国済州島で言うとソウル事務所、台湾でいうと台北に事務所がございますので、それぞれの担当者も同行していただいて、それぞれの訪問先に行って意見交換を行っているというところでございます。

以上となります。

○徳田将仁委員　そこで何年かに一回、担当者が変わったりする中で、顔の見える関係で公室長が行ったということなんですけれど、例えば普通だったら出先機関が調整して、その事業を行っていくじゃないですか。その後は出先機関がこれからずっと賄っていくんですか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　公務員ですので、県庁職員なので異動があるというところはあるかと思いますけれども、これまでそれぞれの訪問先の担当者と我々のほうで顔の見える関係をしっかりと構築して、その延長線上に、例えば今年度実施しようとしているのが、沖縄県平和祈念資料館と台湾とか韓国の同様の平和記念館との総合企画展などを開催しようと思っておりますけれど、そういった交流ができていけばそれぞれの担当者の顔の見える関係から、その地域地域の連携の強さに発展していくかと思いますので、異動する際はちゃんと引継ぎもして、そういったところで顔の見える関係を継続していくというふうな形になればいいかなというふうに考えております。

以上となります。

○徳田将仁委員　事業を始める前の挨拶に行ったみたいな感覚でいいのかな、分からないんですけれど。この事業は新規事業なので、今年度の後継事業ってありますか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

後継事業につきましては、令和７年度の予算におきまして、沖縄のこころ海外発信強化事業を後継事業としておりまして、中身も説明させていただきますが、昨年度の調査結果や意見交換の内容を踏まえまして、関係機関と具体的な調整を現在も進めております。具体的に言いますと、韓国の済州４・３平和祈念館、あるいは台湾の二二八国家記念館の両施設と沖縄県平和祈念資料館の相互展示会の開催に向けて、今準備を進めているというところでございます。

以上となります。

○徳田将仁委員　後継事業があるのであれば、今後、これを長く続けていこうという話であれば、名前も変えてどんどんやっていたら分からなくなっていくんですね。何をどうしたいのか、何の目的なのかも分からないし、そういったところを最初から一貫性を持って説明していただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

あと18ページ、お願いします。沖縄平和啓発プロモーション事業の委託先と内訳を確認したいと思います。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

沖縄平和啓発プロモーション事業は３つの細事業に分かれておりまして、１つ目がワークショップやシンポジウムを行う事業となります。このワークショップやシンポジウムの事業費の内訳が、委託料が2455万1000円、旅費が161万6000円となりまして、この事業の委託先が株式会社うなぁ沖縄となります。２つ目が、戦後の証言映像の収録、編集、発信を行う事業となりまして、この事業費の内訳が、委託料が1070万6000円、旅費が29万4000円、委託先が株式会社オキコムとなります。３つ目が、沖縄戦

の語り継ぎ手の養成事業となります。この語り継ぎ手の養成事業の事業費の内訳が、委託料が847万9000円、旅費が13万9000円となりまして、委託先が沖縄平和協力センターとなります。

以上となります。

○徳田将仁委員　このような知事公室が行うシンポジウムとか情報収集、そして広報活動の事業提案というのは、誰が行って、決裁権が誰にあるのかお聞かせください。あまりにも同じようなものがあり過ぎるから、誰が提案しているのかなって聞きたいんですよ。

○溜政仁知事公室長　事業の提案につきましては、それぞれの課において、それぞれの課の業務内容から必要なものを予算として、総務部の当局に予算要求を行っていきます。それで予算がつきましたら、委託であればコンペ等を行った上で事業を進めていくことになりますが、おおむね委託等については、統括監か課長が予算の規模に応じて決裁するということでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　課のほうから提案をされているということなんですけれど、各課がこうやって提案している中で、それを統括して見ているのはどの部ですか。

○溜政仁知事公室長　公室なら公室で全体的にこれを出しましょうねというのは当然見るんですけれども、最終的には総務部が判断して、当然三役と調整することになろうかと思うんですけれども、総務部のほうが予算は総括しているということでございます。

○徳田将仁委員　その中で、知事公室の部分で平和啓発事業が多くあると思います。知事の一丁目一番地でもありますし。その基地問題とか国際連携等の名目でシンポジウム開催、情報収集、広報が複数課で同時並行していると思うんですよ。本当にいっぱい事業として見られるんですね。この同一目的で、同一手段の重複をいつまで続けるのかなと本当に思うんですよ。先ほど宮里委員もお聞きしたとは思うんですけれど、金額を小分けにすれば分からないんじゃないかなと思っているのかなというくらい不思議なんですよね、こんなにいっぱいあって。だから、いいかげんこれ統合的に事業化して、そして成果を管理する必要があると考えるんですけれど、知事公室長、どういう考えなのかお願いします。

○溜政仁知事公室長　先ほど申し上げましたように、まずは予算というか事業化につきましては、それぞれの課が必要なものについて予算の提案をしていくということになるんですけれども、当然、横の連携というのは必要であろうかというふうに考えています。

平和についても基地問題についても、基本的にはできることは全てやるというか、いろいろなアプローチをしていかなければ基地問題はなかなか理解が進まないし、平和についても持続して平和を訴えていくということは大切だということで、どうしても事業が多くなっているというのは、我々も感じているところです。特に、平和事業についてはかなり多いなというのは我々も思っていて、これは整理ができないかというのは、常々検討しながら進めているところでございます。

今、平和ビジョン等もつくっているところですので、大局的にどういうことができるかというのは検討したいというふうに考えております。

○徳田将仁委員　しっかり頑張ってください。

以上です。

総括質疑をお願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から徳田委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　今、質問した内容ではあるんですけれど、平和啓発関係で情報収集、広報、様々な名目で同一の目的、同一の手段で事業が重複していると思われますので、知事に対して重複コストを削減するためにも統合的な事業化とワシントン事務所との連携が、先ほど総務部でもそうだったんですけれど、なかなかあれだけワシントン事務所が重要だ重要だと言いながら、様々な調査事業を本当はワシントン事務所が行うべきだなと思う中で、なかなか各事業の連携が取れていないなと思いますので、そういったワシントン事務所との連携が取れていなかった説明も含めて伺いたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　今のは知事に対して平和関連事業のいろいろな重複について統合する必要があるんじゃないかということとか、ワシントン事務所のもっと有効的な活動ができたのではないかということについての総括質疑。これも同じように10月14日の質疑終了後に協議いたします。

休憩します。

（休憩中に、島尻委員から、先ほど徳田委

員の質疑であった基地対策調査費の執行率が低い理由は、当該事業の担当者がワシントン駐在問題の対応に従事することとなったため予算を執行することができなかったということで間違いないか確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　よろしくお願いします。

主要施策の４ページ、ワシントンの件なんですけれど。このページの効果とか課題とか、これはどなたが作成したのですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　まず、こういう資料につきましては、各課のほうでそれぞれの事業を評価して作って、調整をして上げるわけですので、まず最初に作ったのは、基地対策課ということになります。

以上です。

○島尻忠明委員　これを出すに当たっての決裁は、どなたまでですか。

○新垣久美子秘書課長　お答えします。

この主要施策の冊子自体は総務部のほうでやっておりますけれども、公室の分については秘書課のほうで取りまとめて、総務部のほうに提出しております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から、知事公室が総務部に提出するに当たって誰が決裁しているのかについて答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

新垣久美子秘書課長。

○新垣久美子秘書課長　各課の課長で調整して、秘書課に出したものを総務部に出しております。

○島尻忠明委員　課長決裁で出しているということで理解していいですか。

○新垣久美子秘書課長　そのとおりです。

○島尻忠明委員　このワシントン駐在員活動事業費の執行率は97.2％なんですよ。その前の休憩中に聞いた基地対策調査費の執行率があんなに悪いのに、応援職員を出しところが執行率悪くて、今問題の起こっているところが執行率がいいというのは、これどういうことですか。何のために予算を分けてやっているのか。そういう答弁でしたよね。

○玉元宏一朗基地対策課長　先ほどの答弁の関連で申しますと、先ほどは基地対策調査費の関連で申し上げたのかなと思うんですけれども、あくまでも、予算事業としては別でございますので、このワシントン事務所の活動支援事業については、ワシントン駐在がアメリカの現地で活動するための経費を計上して、基本的には一括して契約しているような形になりますので、ほかの事業との関わりというのはあまりないのかなというふうに思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から、駐在員活動事業費については本来の与えられた業務を行うべきであるのに、ワシントン駐在問題対応のための執行率が低くなっており、一方問題となっているワシントン駐在員活動事業費の執行率が高いことについて再度指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長　失礼しました。最初の確認とのちょっと関わりを勘違いしておりまして、申し訳ありませんでした。

先ほど、基地対策調査費の執行率が低い理由の中で、ワシントン事務所の話をしたのは、予算執行に関わる予算事業とは別で我々県庁職員の話をしておりまして、県庁職員は別で職員費、予算的なそういうことになりますけれども、昨年度、御指摘を受けて、年度の後半に、その対応をするためにいろいろな事実関係の確認をしたりとか、議会、また委員会関係に対応するため本庁側の職員のマンパワーが必要だったということです。そのために、ほかの事業を一時期には停止せざるを得なかったというような状況でございます。

以上です。

○島尻忠明委員　ですから、そういうことで、本来の事業ができなかったと理解していいですかと何回も聞いているじゃないですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　はい。先ほどの基地対策調査費で行おうとしていた事業ができなかったということでございます。

○島尻忠明委員　休憩してください。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から人員不足で本来の事業ができなかったという確認する趣旨の質疑であるので、それについて答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長　そのとおりでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から、委員は持ち時間がある中質疑をしているため、もう少し誠意のある答弁をするよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　それで、このワシントン関係はいろいろな指摘を受けて、特に去年からやっていますけれど、今年、百条委員会でも今審査中でありますが、皆さんの決算資料、令和６年度沖縄県内部統制評価報告書というのがあります。そこには今回、ワシントン、本島北部の豪雨、与那原マリーナ等々がありますが、こういう厳しい指摘の中でも、担当者が書いて、課長が決裁して、よくこんな効果がありましたと書けますね。違法行為ですよ、これ。皆さん、違法行為をしている中、よく効果が出ましたと決算書に報告できて、中身はまた精査をしてやりますなんてまだ百条委員会も何も結果が出ていないですよ。ですから、私はこれしかるべき人が、しかるべき決裁をしたのかなと思ってたんですよ。何ですか、これ。普通の一般質問で、県内の会社だったら、５年前に遡って税金を払いなさいとかやりますよ。発覚するまで８年間ですよ。これ確かに努力はしているところは認めます。だけど、不具合があるからということでやっているのに、よく堂々と効果があります、課題がありますと書けるなと思っているんです。この辺についてどう思いますか。これだけ大きな問題ですから、もうちょっと上層部まで行って、決裁をもらったのかなと思っていたんですよ。これ、どうしますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、文書による意思決定がなされなかった結果として、同社の経営状況の議会への報告など法令の定めによる手続が行われず、また様々な疑念を招いたことを重く受け止めております。

一方で、米国政府や連邦議会関係者、シンクタンクの有識者等への面談などによる働きかけといった、ワシントン駐在の活動を通じて米国内での沖縄の基地問題に関する理解を深め、米国連邦議会の議論やシンクタンクの考え方に一定の影響を与えたことは、大きな成果であるというふうに考えております。また、知事訪米において、知事の考えが正確かつ適切に伝わるようシンポジウムなどを開催し実現したこと、駐在自らが大学生等を対象に広く沖縄の基地問題等について説明してきたことも、重要な活動実績であると考えておりまして、そのような形で記載をしております。

以上でございます。

○島尻忠明委員　玉元課長、あなたこれ詭弁ですよ。皆さんはやってきたと言って、いろいろなことをやっているんです。ここにもちゃんと書いているんですよ。厳しい、いろいろなことがあったから閉鎖しましたと。違法行為をしてやったのがこれでいいんですか。指摘があるから閉めたんでしょう。我々もしっかりした不具合の中でやって、普通何らかの処置を受けますよ。よく堂々と８年間やってきて、これを効果とよく言えますね。この件に関してどう思いますか、公室長。

○溜政仁知事公室長　お答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社等の問題で、文書による意思決定等がなされなかった等により様々な疑念等を招いたということは、先ほどもありましたが大変重く受け止めております。

この件については、令和６年度の内部統制で、この問題点について指摘を受けているところでございます。一方、決算につきましては、令和６年度の事業についてどのような効果があったか等を記載するというか、御説明するというふうになっていますので、先ほど課長が申し上げたように、ワシントン駐在が行った事業について、成果があったという答えを行ったということでございます。

以上です。

○島尻忠明委員　公室長、この成果があったというのが僕は許せないんですよ。確かに決算ですからやったことの報告ですけれど、不具合を指摘する中での決算に金を使っているんですよ。よくその中で金を使って報告できますね、と僕は思っているんですよ。普通の一般会社だったら、これアウトですよ。この成果で出している４ページ自体、僕は削除してもいいと思っている。よくこれを我々に審査してくださいと言えるなと。我々、去年もこれ不認定しているんですよ。いいですか。その重みも分かりますか。そして、今年度いろいろな精査をしてきましたよ。それが結局は参考人招致や、今回から百条委員会では証人喚問まで来ているんですよ。しっかり使った中での決算報告なら分かりますよ。公室長、じゃ聞きますけれど、もし皆さんの所管で、沖縄県内の企業とかいろいろなことでこういうこと

あっても、それを許しますか。これ大きな問題ですよ。模範となる県の皆さんがこういうことしているんだから。この文書を出す自体、僕はおかしいと思っているんですよ。よく書けたなと。

○溜政仁知事公室長　繰り返しになるかもしれないんですけれども、令和６年度につきましては当初予算がありまして、それに基づいてワシントン駐在は様々な事業を行っていたっていうのは事実でございます。ですので、それについて実績を書いていると。一方、これまでの当初の意思決定がなされなかったということから、様々な疑念等、指摘を受けたということは大変県としても重く受け止めており、それについては、内部統制等にしっかり報告をしているということでございますので、そこはやはり、成果は成果としてあったということはお示しするというのが必要なのかなと考えております。

○島尻忠明委員　公室の予算が通ったのは私もよく分かります。

ただ、その間にいろいろなことが出てきて、先ほど話したように証人喚問まで出ていますよ。その中でこの予算はおかしいんじゃないかと言われている中で、それでも皆さんやってきているわけですよね。だから、全く意に介してないんですよ。ですから僕は、皆さんは慣習でこういうふうにやってきているかもしれませんけれど、こうやって今大きな問題になっているのは、やっぱり決裁もしっかり公室長まで上がって出すぐらいしないと。そんな軽々にやっているとは言いませんけれど、よく決算委員会に出してきたなと僕は思っていますよ。ちゃんと内部統制でもしっかりと皆さん出しているわけですから、不手際があったということで。しっかりと不備があったということで書いてあるんですから。よくその中でまた継続するような感じで、それをしっかりと法令に基づいてやりますとか、こういう次のことまで皆さんよく書けるなと思うんですよ。まだこれ終わっていないですよ。ですから、この辺はもうここまで言ってもあれですけれど、しっかり精査をしてですよ。

僕は、皆さん、民間企業が何かの場合に指摘しても許したほうがいいと思いますよ、皆さんが範を示さないでいて、普通だったら５年ぐらい、こういった会社登録して税務署にも登録しますからね。これ発覚しても５年遡って税金も何でも払うんですよ。皆さん８年間、何もないじゃないですか。この辺についてどう思いますか。

○溜政仁知事公室長　先ほど来答弁させていただいているんですけれども、当初の意思決定がなかった、ワシントンＤＣオフィス社の設立というのも去年明らかになったということで、様々な疑念等を招いたということは、繰り返しますが大変重く受け止めているところです。ですので我々としては、その問題点等を明らかにするということで今委員、議会からの御指摘も踏まえて対応しているところでございます。一方、ワシントン駐在自体の活動としては、やはり現地で連邦議会の議員、連邦政府、あるいはその研究者等と面談を重ねて、沖縄の実情を伝える、向こうの情報を取る等、非常に重要な業務をやっていたというのも事実だと思っております。ですので、我々としてはワシントン駐在というのは、必要な機関だと思っておりますので、ぜひ御理解いただいて、この透明性を持って対応ができるように今、どのようなことができるかというのは、検討したいと考えているところでございます。

以上です。

○島尻忠明委員　このワシントンを委託しているものに関しては、監査というのはどなたがやるんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　今おっしゃられていたワシントン事務所、ここでいうところのワシントンコア社への委託に関しての監査といいますか、内容についての検査は、基地対策課の担当職員がまず行いまして、その内容を課内で決裁を取って、内容を確定させて委託料の支払いをするというような流れになります。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から当該委託料の監査について課内だけで行っているのか確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長　今申し上げたような県庁内部の予算執行の手続とは別で、全庁的なことですけれども、年度終わった後に、それぞれの各課のその年度の予算事業、その他いろいろな業務全般について、定期監査という形で監査を受けるということになります。

○島尻忠明委員　これまでも定期監査で、今の代表監査も含めてやってきたということで理解していいですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　そのような御理解でよろしいと思います。

○島尻忠明委員　公室長の答弁もありましたけれ

ど、もちろん一生懸命なのは分かります。
ただ、この予算に関して今疑義があるわけですから、その中でやった成果というのは、僕は成果にならないんじゃないかなと思うんですよ。疑義がある中で、その間よく金を使って、また効果もありました、やりましたと、僕はこのペーパー自体おかしいと思っていますよ。
以上です。
総括質疑をお願いします。
○西銘啓史郎委員長　休憩します。
（休憩中に、委員長から島尻委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）
○西銘啓史郎委員長　再開します。
島尻忠明委員。
○島尻忠明委員　主要施策の中の４ページのワシントン駐在員活動事業費、知事公室基地対策課の今の件なんですけれど、これ今、質疑の中でもお話をさせていただきましたが、疑義が生じる中で、一番議会でも重い百条委員会で、証人喚問まで行われている、この一連の流れの中で、それをこうやってしっかりと知事公室の長である知事公室長まで、この辺まで含めて決裁が得られなくて、よくこんな文書が出せたなと私は思っていますので、最高責任者である知事に、これはもちろん責任者は知事ですので、行政の長ですから。こういうことで、こういう疑義があるものでも成果として出すのであれば、沖縄県民に対して、どうやって説明できるのかというのをお聞きをしたいので、取り計らいをよろしくお願いをいたします。
○西銘啓史郎委員長　確認しますけれど、今の件は、知事に対して、知事公室の主要施策の効果、特にワシントン事務所について、こういう県知事決裁ではないものが載っていることとかについての見解を求めたいという理解でいいですか。
○島尻忠明委員　決裁云々ではなく、私が言ったのは、決裁の方法もそうなんですけれど、よく疑義がある中で、こういった成果というのが出せますねと。これを認めてしまうと、今からそういうのが全部出てきますよ。ちゃんと内部統制でも、これしっかりと出ているわけですから。
○西銘啓史郎委員長　分かりました。
今の件を14日の質疑終了後に協議したいと思います。
○西銘啓史郎委員長　呉屋宏委員。
○呉屋宏委員　私は主要施策の成果報告書の23ページ。消防防災ヘリコプター整備推進事業について、現在の進捗状況を伺います。
○西銘啓史郎委員長　照屋陽一消防防災対策課長。
○照屋陽一消防防災対策課長　お答えします。
消防防災ヘリの導入につきましては、県及び全市町村で構成する協議会で可決された議案に対し、ただいま39市町村から承認をいただいておりますが、現時点で石垣市及びうるま市からは承認をいただけておりません。
県としまして、両市から意見があります当初からの夜間運行、２機体制につきまして、既に運用実績のある他県航空隊を対象に、航空隊の発足から、夜間運行や２機体制を取るまでの運用上の課題等を確認しているところであります。
今後、２市や協議会に説明を行うなど、消防防災ヘリの導入に向けて、引き続き取り組んでいくこととしております。
以上でございます。
○呉屋宏委員　これはあまりにもでたらめだよ。あなた方は最初、僕に何て言ってきたかといったら、夜間飛行はしないと言ったんだよ。いつからこれは方針が変わったのか。
○照屋陽一消防防災対策課長　委員御承知だと思いますけれども、消防防災ヘリの導入に当たりましては、１機の先行導入、日中の運行、市町村からの隊員派遣、全圏域での活動等、基本的な項目について、全市町村の同意を得た上で協議会を発足して協議しております。その同協議会において、市町村と具体的な検討を進めて、先ほどありますヘリ基地の場所とか、そういったところを市町村長の同意を得てやろうというところで、39の市町村から承認をいただいているということでございます。
夜間運行については、基本的な項目としては日中の運行をやりますということで進めているところでございます。
以上です。
○呉屋宏委員　あのね、言っていることとやっていることが違うんじゃないか。あなた方は、今年は島根かどこかに出張で行ったんだよね。行ったけれど、これ夜間飛行を想定した形で視察に行ったんでしょう。今、僕が質問しているのは夜間にいつから変わったのか、夜間やるということにいつから変わったのかということです。
○照屋陽一消防防災対策課長　夜間をやる、やらないのではなくて、この夜間運行について意見がございますので、それをただできませんということでは

なくて、島根等の視察を踏まえて、俎上に載せるというか、そういうことで考えているところでございます。

○呉屋宏委員　調べもしないで行ってみたら、島根にヘリはない。こんな所に視察に行ったわけだよ。みんなは知らないと思うけれど、そういう状況なんだよ。それと皆さん、この消防防災ヘリを導入するときに、あなた方は消防隊員を９名派遣すると言ったんだよね。９名で夜間飛行まではできないんだよ。途中で夜間飛行にするということになると、初めからアリバイづくりをして、発足をさせて、後から夜間飛行をやるとなると27名ぐらい必要になるんだよ。この人員については、ほかの市町村は分かっているのか。こういう話合いをしているのか。

○照屋陽一消防防災対策課長　島根の航空隊に視察に行きましたところ、島根の隊員は常時夜間運行していると。その隊員は10名でやっているということで、参集方式でやっているということも確認して、沖縄県が参考になりそうな自治体ということで行ったところでございます。

以上です。

○呉屋宏委員　島根の状況について質問しているわけじゃないよ。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員から夜間飛行の場合は27名程度の人員が必要になるということについて、市町村に対して説明しているのかについて答弁するよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長　先ほど課長が御説明したように、原則としては昼間の１機体制ということを基本として持っています。

ただ、今、まだ賛同を得られていない２市からは、２機体制あるいは夜間についての要望等もありますので、まずは、現在そういう体制を行っているところの体制、あるいは１機から２機になった、昼間から夜間も飛ぶようになったというのはどのようなスパンで、あるいはどのような体制でやっているかというのをまずは調査して、このぐらいかかりますよというのを明示しながら、説明をする必要があるだろうということで、今調査をしているという段階なので、各市町村にこういうふうにやりますという説明をするというものではないということでございます。

○呉屋宏委員　僕が言っているのは公室長、いいですか。あなた方は39市町村から同意書をもらっているんだよ。これに夜間の計画はないのか。だから途中から導入するにしても、途中からまたトラブるよ、どう思っているのか。

○溜政仁知事公室長　当然夜間も含めてやる場合は、改めて説明をしないといけないというのは当然だと思っております。

ただ、我々としては、今夜間をすぐ導入するというわけではなくて、夜間も運行しているところはどういう体制でやっているか、どういう流れで夜間の運行ができるようになったのかというのを調査をしているということでございます。

○呉屋宏委員　公室長、今何もスタートしてないんだよ。夜間は将来の話でしょう。今どうするのというところができていないのに、将来の夜間の話をしてどうするのか。

○溜政仁知事公室長　我々も、まずはその１機の昼間の体制でスタートするということをこれまでも繰り返し御説明をしているところでございます。

ただ、まだ了解を得られていない２市の中からは、そういう体制といいますか、２機体制あるいは夜間も踏まえて検討する必要があるんじゃないかという指摘がありますので、では夜間だったらこのぐらい必要ですよとか、このぐらいの時間が必要ですというような説明をするためにも、まずはその状況を調査するいうことが必要だろうということで、今先進地というか、現在運行しているところに調査に行っているということでございます。

○呉屋宏委員　ということは、この計画はゼロベースに戻ったということだね。つまり、39の市町村にはそういう話はなかったんですよ。だからみんなが不審に思っているわけ。僕がそういう話を北部とも南部の離島とも話をしたときに、もともと夜間に飛ばすという話はないんだよ。だから、僕は危機を感じて、これは夜間やるべきだよということを一般質問でずっとやってきたわけだ。だけど、あなた方は全体計画が見えないわけ、それを教えてちょうだい。

○溜政仁知事公室長　繰り返しになりますけれども、原則としては１機体制で昼間の運行というのが前提となって、その後、必要性に応じて夜間をどうするか、２機どうするかということが検討になるかというふうに考えております。それは変わらないことなので計画としてもそのままでございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、今、同意いただけていない２市からは、その後の２機体制、あ

るいは夜間の運行についての要望といいますか提言、話がございますので、それについてはほかのところはどうしているかというのを調査しているということなので、そこは少し切り分けてというか、基本は、今全く変わっていないので、そこは御理解いただきたいと思います。

○呉屋宏委員　全体計画を見せてください。

○照屋陽一消防防災対策課長　この消防防災ヘリは、沖縄県として初めての導入でありますので、万が一のリスクを考え慎重に進めるために、１機の先行導入や日中の運行と基本項目を定めた現行案というのをお示ししております。

航空発足当初において、基本的な運用を開始した後、実績を重ねて必要な技術や運用ノウハウの蓄積、経済性等の検証を行うことを想定しております。

将来的な運用拡大について、この検証の状況を踏まえつつ、市町村とともに検討していくというようなことが全体計画ということで認識してございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　今の話だと順調に進んでいるということなんだよね。この当初予算１億7800万、あなた方は補正をして執行率70.7％と書いてあるけれども、今期は620万しか決算されていないんだよ。ということは、70％あるのか。当初予算からしたら3.4％だよ。何で執行できなかったのか、その説明をしてくれないか。順調に行っているんでしょう。

○照屋陽一消防防災対策課長　消防防災ヘリコプター整備推進事業に関しましては、今呉屋委員の御指摘のとおり、令和６年度の２月議会で補正減をしています。

これの補正減の理由としては、基本設計、実施設計等の事業を行うという予定で計上しておりますが、これをできませんでしたので、市町村との調整が継続しているということから減額したところでございます。うまくいっているかということのお話でしたら、うまくいってないという状況でございます。

○呉屋宏委員　この成果報告書の一番下の課題、この４行を読んでみてください。

○照屋陽一消防防災対策課長　沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会において整理した基地の整備場所、機体の仕様、人員派遣・費用等、県への要望の４つの議案について承認が得られていない２市の承認を得た上で、早期の導入に向けて取組を進める必要がある。

以上でございます。

○呉屋宏委員　この文章を読んだら、２つの市が原因でこれ全部止まっている。この４項目に反対しているからというふうにしか取れないんだけれど、あなたはどう思っているのか。

○照屋陽一消防防災対策課長　この４つの議案におきまして、２市は全てが全て意見を述べているわけではないという理解でございます。

以上です。

○呉屋宏委員　いや、あなたは文章力ないのか。この４行を読んだら、この２市がこの４つに反対しているようにしか見えないよ。どう思うのかと聞いているんだよ。

○石川欣吾秘書防災統括監　お答えいたします。

委員が今おっしゃることはよく分かります。この４つの議案について、この２市が全て反対しているわけではないというふうにおっしゃっているのだと思うんですけれど、まさにそれはそのとおりだと思います。解釈としてはそうなるかと思います。

以上です。

○呉屋宏委員　解釈の意味が分からない。これ石垣市長とうるま市長にこれを見せたら余計誤解するよ。どう思うのか。

○照屋陽一消防防災対策課長　誤解を与える文章であると考えていますので、修正……。

○呉屋宏委員　今からできるわけないだろ。

○照屋陽一消防防災対策課長　呉屋委員のお話にあったこの４つの議案全部に２市が反対しているわけではないんですが、議案として、この４つの議案全体として反対しているという意味で書いているところでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、西銘委員長より、主要施策の成果報告書は重要な文書であるため公室長や統括監が見て出すべきで、課長決裁だから知らないとは言えないとの指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

石川欣吾秘書防災統括監。

○石川欣吾秘書防災統括監　お答えします。

委員がおっしゃるとおりですけれども、我々、これをきちんと見て、上に上げるような必要があるかと思います。決裁の過程は誰が判こを押すかというよりも、やっぱり事前に我々がきちんと調整した上で出るという、そういう文書の流れが適切かと思い

ますので、その辺は注意していきたいと思いますし、もし、これを見て２市の方へ誤解を与えるというような話であれば、説明に行くときに、こういう状況ですというのはきちんと説明した上で、２市にもまた説明してまいりたいと思います。

以上です。

○呉屋宏委員　これが公文書だということはあなた方は分かっていたほうがいいよ。角度を変えて言うけれども、ドクターヘリの守備範囲というのは、どこまでですか。

○照屋陽一消防防災対策課長　ドクターヘリを所管する保健医療介護部に確認しました。運行範囲は、浦添市を起点に沖縄本島全域及び本島周辺離島を運航範囲としております。時間についてもありまして、運行時間は原則として午前８時半から日没１時間前までとなっております。ただし、待機終了時間は午後５時半を超えないものということでお聞きしているところです。

以上です。

○呉屋宏委員　これ正式な答弁でいいのか。

○照屋陽一消防防災対策課長　保健医療介護部に確認した内容となってございます。

○呉屋宏委員　ドクターヘリは鹿児島の南の離島まで入っていませんか。

○照屋陽一消防防災対策課長　運行範囲に、徳之島、沖永良部島、与論島、奄美南部３島を含んでございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　だから、守備範囲はどこまでですかとちゃんと聞いているわけだから最初からちゃんと答えたらいいよ。それは。

なぜ僕がこんなこと言っているかというと、僕は最初からあなた方に言ってきた。１期目は本島周辺でいい。せいぜい鹿児島の南側の離島までやらなければいけない。中城では駄目なんだよと僕はずっと言ってきた。だから、これを入れることによって、鹿児島から同意を得られるから第２計画、第３計画が出てくるんだよ。２期目も３期目も総務省にお願いしないといけないんだよ。そのためには、鹿児島の一部をこちら側で面倒見ないといけないんだよ。何でそんなことが分からない。答えてください。

○照屋陽一消防防災対策課長　今の御質問は北部に基地を置くべきだという理解なんですけれども、北部に基地を置くと、大規模災害が発生した場合、ヘリ基地は他県からの緊急消防援助隊のヘリ拠点になることが見込まれます。また同基地には、これらのヘリが活動するための継続的な燃料補給が必要となるほか、多くの隊員が速やかに集結する必要があります。これらの人員や物資の補給を随時行うためには、地震や水害等による道路寸断のおそれがなく、災害時に孤立しない場所が望ましいと考えています。また、現在ヘリ基地整備を予定している消防学校から本島周辺離島までは、ヘリで30分以内に到着できる範囲ということで想定しています。例えば、北部３村にヘリ基地を整備した場合には、久米島周辺が30分圏内から外れる可能性があるということがございます。

大規模災害の対応を想定しますと、現在、一部の関係者からの提案であるこの北部３村のヘリ基地整備は、少し難しいのではないかと考えております。また、ヘリコプターによる急患搬送のときには、医師が添乗することとなるんですけれども、この添乗当番の医師は中南部の病院に多く所属しておりますので、この医師との合流を考えますと、やはり中南部に基地があるほうが搬送に要する時間が短いものと考えてございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　消防防災ヘリには医師が乗るのか。

○照屋陽一消防防災対策課長　その予定で考えてございます。

○呉屋宏委員　あのね、ドクターヘリに医師が乗るのは分かるよ。消防防災ヘリは、これは義務づけじゃないんだよ。あなた方は今、自衛隊が通報を受けてから、平均してどれだけ那覇空港を飛び上がっているか分かるか。

僕はここに資料を持っているわけじゃないけれど、１時間50分というのは僕の口からでもすぐ出るよ。いいですか。あなたは今、消防防災ヘリのことをやっているんだよ。２期計画は石垣に置いて、石垣から与那国に飛ぶ、宮古に飛ぶ。だから八重山病院にＥＲを置かなければいけない。これを保健医療計画の中に入れなければいけない。これが２期目だ。３期目は固定翼で大東をカバーしないといけない。これが10年、15年でできるか分からないけれども、これが全体的な消防防災ヘリの考え方なんだよ。あなた方は今本島周辺だけを考えている。39市町村に、ちゃんとしたものも出さないで、入ってくれ、入ってくれと言ってやったら、こんなことじゃ駄目だよ。答えは要らない。

以上。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員から総括質疑の申出が

あり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　知事に対して、消防防災計画を議論しましょうと質疑したい。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起については、14日の質疑終了後に協議いたします。

休憩します。

（休憩中に、島尻委員より、執行部はもっと誠意ある答弁をするよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

先ほど呉屋委員の質疑に対する答弁で、消防防災対策課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。

照屋陽一消防防災対策課長。

○照屋陽一消防防災対策課長　大変申し訳ございません。

先ほど、主要施策の課題のところの記載が現実と違うんじゃないかという御指摘がありましたところ、少し私の勘違いと表現が間違っていたので、それを訂正させてください。

この消防防災ヘリコプターの導入の推進の協議会の可決議案に関して、この２市に対して承認を求める文書を送ってございます。その承認の選択肢としては、承認する、承認しない、この２択でございます。石垣市、うるま市とも、それぞれ承認しないということで回答をしてございますので、今この課題につきましては間違いではないという認識です。

ただ、私、承認するというところは、賛成していないというお話をしましたので、その辺は訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、幸喜委員から質疑を取り下げる旨、発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　私から１点だけ、ワシントン駐在員活動事業費なんですけれども、今、米国連邦議会下院では国防権限法、いわゆる沖縄関連条項というものが入った状況で可決されていますけれども、これから上院での議論になってきますけれど、これについての見解と、また今ワシントン事務所が閉鎖されている中、なかなかアプローチが難しいと思いますけれど、これについて今どのようにアプローチしているのか、御説明お願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

2026会計年度国防権限法案は、ＮＤＡＡの下院案及び付帯報告書に、沖縄における軍人による犯罪防止等について盛り込まれたことは沖縄県の要請を受け止めていただいたものであり、これまでのワシントン駐在による働きかけ及び知事訪米の成果であるというふうに考えております。特に法案自体に条文が盛り込まれたということにつきましては、実効性のある再発防止策につながるものであり、非常に大きな意義があるというふうに考えております。

このため、今後行われる連邦議会議員の上下両院での一本化に向けた協議において、当該条文が残されるよう、先日、上下両院の軍事委員会のメンバーに知事名の書簡をメールで発出したところであります。引き続きこれまで培ったネットワークを活用して、情報収集、働きかけを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

本当に、これまでのワシントン事務所のこれまでの活動だったりとか、訪米が大きく身になる状況になっているのかなと思いますので、引き続きこれが身になれるように取り扱っていただきたいですし、また、これが今、いろいろ様々な議論だったりとか内部統制でも報告ありますけれども、最初のほうのボタンのかけ違いでいろいろな問題が出てきている中で、改めて今後つくるときにはそういったところも、これまでの反省点も生かしながら、つくるときにつくっていただきたいと思います。

ぜひ、またワシントン駐在をしてきた皆さんには、慰労もしてください。よろしくお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　お願いします。

主要施策の成果報告書の１ページの基地対策、基地関係業務費なんですけれども、こちらに実績として、②知事が訪米し、というようなくだりがありますけれども、国務省、国防総省、それから連邦議会議員などの面談やシンポジウムを通して、沖縄の基地負担の軽減等を伝えたというような内容なんですけれども、知事訪問の際には、これまでワシントン事務所のサポートが非常に大きな役割を果たしてきたと思うんです。

今回、令和６年度の決算ですので、今後の話とい

いましょうか、この閉鎖によって知事訪問の際、国務省をはじめ、関係機関とのコンタクトはどのように取り図っていくのか。これまでの蓄積も令和６年まであろうかと思うんですけれども、基地から派生する諸問題、米軍犯罪などを、米軍政府、米国民、市民にじかに訴えるということは、訪問を通して沖縄の基地問題解決に理解をしてもらうことにつながってきた、それからその事務所を通して伝わってきたと思うんですけれども、今後の方法というんでしょうか、６年度の決算の内容だとは思うんですが、その辺のところをお聞かせいただけないですか。これ１点で結構です。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

ワシントン駐在は、委員がおっしゃられるとおり、これまで米国政府や連邦議会関係者との面談を重ね、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きかけを行ってきたところです。また、知事訪米に際しても、日頃から培ってきた人脈を活用して、連邦議会議員、有識者などの面談の設定など、各種調整業務を行うほか、令和６年度の知事訪米においては、共和党シンクタンクでの講演などの新たな取組を実現するなど、大きな役割を果たしたところでございます。

現時点ではこうしたネットワークが維持されており、知事が訪米する場合には、これらを活用して影響力のある方との面談の設定などの事前調整や準備は、一定程度可能と考えておりますが、一方で、今後、連邦議会の中間選挙などで議員や補佐官の入れ替わりが想定される中で、ネットワークの維持に影響が懸念されますので、ワシントン駐在についても高い透明性を確保して、新たな体制で再スタートできるよう幅広く検討しているところでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　これまで蓄積したネットワークというのが私たちの財産だと、沖縄県の財産だと思いますので、そちらのネットワークをフル活用をして、沖縄の諸問題をしっかりと米国に届けていただきたいと思います。

終わります。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員。

○高橋真委員　私は、この主要施策の成果から質問をさせていただきます。

18ページ、19ページ、沖縄平和啓発プロモーション事業（継続）ということで、令和元年度からスタートしている事業であります。まず、この事業の令和６年度の成果の中で、新しく取組をしたもの等を含めて教えていただきたいと思います。そして、この沖縄戦の語り継ぎ手養成事業ということで、40名修了生を輩出したと。この40名というのはどのように選出をされたのか、お伺いいたします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

まず、平和啓発プロモーション事業の内容、概要でございますが、この事業は沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承することを目的に実施しておりまして、県内外の小中高大学の10校、1844人を対象としたワークショップを開催しております。また、令和７年１月には玉城知事、歌手の宮沢和史様、ひめゆり平和祈念資料館館長などに登壇していただき、東京でシンポジウムを開催し、平和に関する思いを共有しております。あと、令和６年度はこれまでとちょっと違っておりますが、沖縄戦の学習動画と教材を制作しまして、ウェブでの公開を行っております。内容としましては、沖縄県平和祈念資料館の小中高生向けの平和講話の内容に準じまして、琉球王国時代、沖縄戦に至る経緯、沖縄戦の概要、沖縄戦から学ぶこと、若い世代へのメッセージの４つの章で構成されております。これが新しいものとなります。それと、沖縄戦の実相教訓の次世代に継承する人材を育成することを目的に、委員おっしゃるとおり、沖縄戦の語り継ぎ手の養成を40名輩出しております。基本的には、一般で広く公募をしておりまして、募集して選出したというところでございます。

以上となります。

○高橋真委員　分かりました。

この新規の事業も含めまして、様々な関係課と連携をしたほうがいいものがたくさんあるような気がいたしております。

先ほど、ほかの委員の質疑の中でもありましたけれど統合といいますか、連携といいますか、それでもって効果を最大化していくという取組をやっぱりやっていくべきじゃないかという、継続事業でここまで来ているということであれば、しっかりとそれを検討していく必要性があるだろうと思っております。そして、この語り手という部分に関しては、もちろん政治も含まれるんでしょうけれど、例えば未成年である高校生とか、そういった子どもたちもこの語り手の継ぎ手として、今いらっしゃる方々に取材をしながら話を聞いて、自分の言葉で語っていくというようなそういう取組もできるのではないかと思っております。なので、しっかりと事業の部分に関しても見直しを図っていくことは、重要だろうと

私は思っております。

その辺について、知事公室長、今回の決算の事業成果を受けて、今後の方向性の見解をいただきたいと思っております。

○溜政仁知事公室長　ありがとうございます。

沖縄平和啓発プロモーションの中では、様々な事業を行っているわけですけれども、まず、その一つは県外の方々にまずは沖縄の平和の心というものがどういうものか、あるいはそこに興味を持ってもらうということ、あるいは将来にわたって、沖縄戦中心に継承ができるような体制を取るというような事業を行っているわけですけれども、当然、各部、各所との連携というのは重要だというのは我々も考えております。ですので、例えば教育庁の文化財関係あるいは公室内等々、商工労働部、文化観光スポーツ部も入るんですかね。そういうところとも、これまで各委員から御指摘がございますので、より積極的にというか、意識をしながら進めていくということが重要だろうなと考えております。

ありがとうございます。

○高橋真委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　渡久地修委員。

○渡久地修委員　ちょっと絞りますけれど、まず、主要施策の成果報告書の４ページ、ワシントン駐在員活動についてです。事務所が事実上、この４月から閉鎖になりました。それによって、どのような支障が出ているのかということについてお尋ねします。

○玉元宏一朗基地対策課長　ワシントン事務所が閉鎖されたことによる影響でございますが、ワシントン駐在が、今不在でございますので、対面での働きかけなどを日常的かつ継続的に行うことが困難な状況にあります。

今後、連邦議会の中間選挙等で議員や補佐官の入れ替わりが想定される中で、ネットワークを維持して働きかけを行うことに影響が生じることが懸念されております。また、現地でのタイムリーな情報収集と本庁への報告につきましては、既に影響が生じていると考えております。

以上です。

○渡久地修委員　今言ったように支障が出ているということで、私たちはぜひ早期の駐在の再開というのも必要だと思うんですけれど、その辺の取組についてお願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　現時点の取組につきましては、先ほども少し申し上げましたけれども、現時点ではまだ残されているといいますか、これまで培ってきたネットワークは、現時点では維持されておりましたので、これを基に沖縄から可能な範囲の働きかけを行っております。

ワシントン駐在については、今後、高い透明性を確保した新たな体制で再スタートできるように、幅広く検討をしているところでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、渡久地委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　支障が出ているということで、知事に対して、知事自身がどのような支障が出ているかという認識を聞きたいし、知事として早期に再開するためにどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起は、14日の質疑終了後に協議いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　22ページ、平和祈念資料館展示更新事業について、お尋ねしたいと思います。

まず、今度、展示内容を更新するということですけれど、これまでこの資料館の果たしてきた役割はとても大きいと思いますが、それについてお願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

平和祈念資料館は、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次世代に伝え、恒久平和の樹立に寄与するため、県民個々の戦争体験を結集して設立をされております。

同資料館は、沖縄戦の実相と教訓を伝える平和発信拠点施設として重要な役割を果たしていると認識しているところでございます。

以上となります。

○渡久地修委員　今度、展示内容を更新するということなんですけれど、更新についての基本的な考え方についてお願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　展示更新を行う考え方、意義についてお答えいたしますが、平和祈念資料館は開館から25年がたちます。開館後、歴史的事実の追加や沖縄県史等の沖縄戦に関す

る新たな調査研究に基づく記述等を踏まえた説明文の見直しなど、時代に即した展示更新が必要となっております。

戦後80年を迎え、戦争体験者が減少する中、沖縄戦の記憶を風化させず、次世代に継承するため、平和祈念資料館が果たす役割は重要であると認識しておりますので、引き続き展示リニューアルに向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○渡久地修委員　この基本構想を読むと、今も答弁があったように、新たな調査研究によって沖縄戦とか、また戦後のいろいろな研究が前進したということで書かれているんだけれど、どのような調査研究の前進があったのかということを教えてください。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

開館から現在までに沖縄県史各論編の６、沖縄戦をはじめ、各分野の新しい沖縄県史が発刊されるなど、沖縄戦と女性史を含む沖縄の近現代史に関する新たな調査研究の成果が蓄積されていると考えております。また、米軍基地から起因する事件・事故などや近年の沖縄をめぐる軍事強化など、開館以降の歴史的事実についても展示に追加する必要があると認識しております。

以上となります。

○渡久地修委員　この間、沖縄戦研究、これは日本政府の、あるいは防衛省の研究、記録含めて、そして沖縄での住民の証言とか、これは各市町村でもどんどん進められてきたんですよね。それで、物すごく深められていったと思うんですよ。だから、そこをしっかりともっともっと深めていく必要があると思います。この間の平和祈念資料館設立後だけれど、沖縄県史は新しいのが出ましたよね。各市町村でも市町村史が出ていると思うんですよ。沖縄で各市町村史がどれぐらい出ているか、お願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　市町村史ですが、県内41市町村の全てにおいて市町村史が発刊されているものと認識しております。

○渡久地修委員　この県史もそうだけれど、各自治体の市町村史も、証言を元にして、住民の視点で、町民、市民、村民の視点で、編さんされていると思うんですよ。だから、しっかりそれを今回の展示の変更に当たっても、大いに参考にしてやっていただきたいと思いますけれど、その辺はいかがですか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　証言につきましても、沖縄県平和祈念資料館が中心となって証言を取りためてきておりますので、そういった証言もきっちり展示更新に生かしていきたいと考えております。

以上となります。

○渡久地修委員　あと、県史の沖縄戦ビジュアル版が発行されましたけれども、残念ながら、向こうで見た人たちがもっと深く勉強をしたいと思って、こういったものを購入しようとしても、資料館で販売していないというのがあって、これは販売すべきだということを提起してきましたけれども、その辺はどう改善されましたか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　沖縄県史のビジュアル版の現在の状況ですが、本年９月11日より、平和祈念公園の総合案内所と平和祈念財団の事務所で販売を始めております。あと、平和祈念資料館のチケット販売所に県史のビジュアル版のポスターを掲載しまして、販売をしている総合案内所を紹介をしているところでございます。

以上となります。

○渡久地修委員　僕はこの資料館を見学した後、資料館の出口辺りで、すぐ買いたいという人たちが買えるように、ぜひこれはもう要望しておきたいと思います。

次に24ページ、不発弾等対策事業についてです。これもいろいろ聞きたいのがありましたけれども、私はこの不発弾の現地処理に際して、これまでずっと取り上げてきましたけれども、避難半径を縮める、住民負担を軽減するために耐爆チャンバーの導入等をずっと提案してきて、これが試験導入されて、令和６年度から本格運用されたと聞いています。

この決算の令和６年度の現地処理の件数の中で、この耐爆チャンバーを使った処理件数というのは、幾らになっているんでしょうか。

○古堅宗一朗危機管理課長　お答えいたします。

今、委員お尋ねの耐爆チャンバーを使用した令和６年度の運用実績でございます。現地処理は全体で24件ございますが、そのうち耐爆チャンバーを使ったのが18件となっております。

以上です。

○渡久地修委員　この耐爆チャンバーを使うことによって、従来の６メートルの穴を掘って、ライナープレートを周辺に張ってやる方式と比べて、避難半径は幾らから幾らに縮まったのか、住民避難がどれだけ軽減されているのかについてお願いします。

○古堅宗一朗危機管理課長　現地処理において耐爆

容器を使用しますと、従前の方法で避難半径が約230メートルとされていたものが、耐爆チャンバーを使用しますと25.5メートルになります。

その地域の状況によって避難の状況は変わると思いますが、半径が大幅に10分の１近くになっておりますので、大変大幅に住民避難における負担は軽減されていると考えております。

以上です。

○渡久地修委員　この耐爆チャンバーを使うことによって、処理費用というのはどれだけ軽減されますか。

○古堅宗一朗危機管理課長　処理につきましては、御承知のとおり自衛隊を中心に公的にやっておりますので、これに関する費用ということでいいますと、探査ではなくて処理に関する費用ということでいいますと、避難に係る市町村が本部を組んで、その周辺で必要になる費用ということだと思います。この耐爆チャンバーを使うということについていいますと、これは実は国の総合事務局のほうで所有しておりまして、所有というか、リース契約と聞いていますけれども、国のものを各市町村の本部に貸出しをして使ってもらっていると聞いております。ですので、もとより費用負担の上下というのは、なかなか市町村の負担とか、市民の負担という意味でいうと、特にございません。

以上でございます。

○渡久地修委員　この耐爆チャンバーのリース料というのは、１回につき幾らですか。

○古堅宗一朗危機管理課長　今申し上げたとおり、国が企業からリースを受けているので、費用も国のほうで発生していますが、一応これまで我々のほうで確認しましたところ、沖縄総合事務局のホームページなどで掲載されている情報によりますと、年間だと思います、約7800万円で契約されているということでございます。

以上です。

○渡久地修委員　あともう一つ、この不発弾処理に関して、沖縄は不発弾処理が70年、100年かかると言われているんですけれど、不発弾について考える日の条例制定とずっと言い続けてきましたけれども、県もこれを検討するという答弁したことあるんだけれど、これについて今どうなっていますか。

○古堅宗一朗危機管理課長　おっしゃるように、今年が戦後80年に当たる節目の年度でございますので、県のほうでも、戦後80年の記念事業の一環として、今年から毎年８月を不発弾処理推進月間と位置づけまして、これを広報しながら意識づけをしていただこうと考えています。我々が進めている事業としましては、民間の建物を建てるときの事前の探査なども、これは施主が実施主体になりますので、県のほうに申請をすれば補助金が出ますので、これをどんどん進めてください、利用してくださいという広報の意識づけとなるように月間を設定してございます。これに合わせて、通常からもろもろこれを使ってくださいと広報は今年度だけではなくて令和６年度もやってきたんですが、今年については、新たに月間を設定したことから、パネル展示をしてきたりとか、一般の広報だけではなくて、住宅を建てる方が対象になる補助事業ですので、住宅展示場などにおける広報事業、これをやる準備を今しております。

以上です。

○渡久地修委員　次に11ページのアジア太平洋地域平和連携推進事業についてお尋ねします。これまでもこれとの関係で、ＡＳＥＡＮ関連会議の誘致を沖縄にできないかということを提案してきましたけれど、今どのようになっているかお願いします。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　お答えいたします。

ＡＳＥＡＮ関連会議の誘致の可能性については、外務省、ＡＳＥＡＮ代表部等へヒアリングを実施しております。内容として、ＡＳＥＡＮ関連会議は加盟国であることが前提であるので、日本政府が関わっている会議をまずは調査して、その誘致に向けた取組が必要であるとの御意見などをいただいております。

このため、日本政府が関与していて定期的に日本国内で開催されているＡＳＥＡＮ関連会議を今選定をして、その可能性について検討しているところでございます。

以上です。

○渡久地修委員　あと、この東アジア、東南アジアとの平和友好姉妹都市連携も進めるべきだと提案してきましたけれども、その辺の進捗状況はいかがでしょうか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　令和６年11月には韓国済州特別自治道と友好協力都市協定を結んでおります。東南アジアですとか東アジア、北東アジア、北東アジアについてはＮＥＡＲという連合体のほうへのオブザーバー参加もしておりますので、こういったところは引き続き友好協力提携先を調査研究しながら進めていきたいというところでござい

ます。
　以上です。
○渡久地修委員　あと第32軍司令部壕の調査、発掘、公開について、ずっと取り上げてきましたけれども、現在どうなっているのか、公開はいつになるのかお願いします。
○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。
　現在、第32軍司令部壕につきましては、今年度は展示施設基本計画の策定を行っておりまして、次年度以降、用地の取得あるいは設計、建築工事を経て、令和11年度頃の開設を予定しております。また、第１坑口につきましては、発掘調査の状況を今年度から公開しておりまして、全体像が明らかになった段階におきまして、第１坑口の再現を行うということを考えております。第５坑口につきましては、現在、アクセス路の設計業務を行っておりまして、令和８年度の公開を予定しております。その第５坑道内部も安全性の確保ができるということを前提としまして、令和12年度の公開を予定しております。
　以上となります。
○渡久地修委員　次に６ページ、米軍基地問題情報発信強化事業費、その中での課題について、沖縄への誤解、無理解に起因する多様な意見がいまだに散見されると課題の中に書かれていますけれども、これはどういうことですか。
○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。
　沖縄の米軍基地問題については、主にＳＮＳにおいて、普天間基地の周辺に住民が住み始めた、当時はサトウキビ畑だったですとか、沖縄は米軍基地があることで得られる補助金で何とかなっているですとか、基地に反対している人はお金をもらって雇われているなどの誤解、無理解などに起因する意見がいまだに散見されているというふうに認識しております。
　以上です。
○渡久地修委員　こういった事実と違ったことが散見されるということなんだけれど、これについて事実はどうですか。
○玉元宏一朗基地対策課長　それぞれ私たちのほうで事実ではないというふうに考えておりまして、Ｑ＆Ａブックなどにも、そのような形で記載をさせていただいております。
○渡久地修委員　いわゆる事実でないものについて、しっかりと事実を発信していくことが大事だと思うんだけれど、今後どのように強化していきますか。
○玉元宏一朗基地対策課長　県としては、沖縄の基地問題について全国的に十分な理解を得るためには、正確な情報を発信するということが必要であると考えております。基地対策課のホームページですとか、地位協定のポータルサイト、知事が登壇するシンポジウムやトークキャラバンにおいて継続的に情報発信を行っております。また、先ほど申し上げた、基地問題を分かりやすく解説したＱ＆Ａのパンフレットなども配布をして、正しい理解を促しております。
　加えて、この事業で策定をした特設サイト、沖縄まくとぅプロジェクトというサイトなんですけれども、これも活用して、有識者による解説や米軍基地問題をクイズ形式で掲載するなど、そのようなことを取り組みながら正確な情報の発信に努めていきたいと思います。
　以上です。
○渡久地修委員　ぜひ頑張ってください。
　以上です。
○西銘啓史郎委員長　当山勝利委員。
○当山勝利委員　主要施策の１ページ、基地対策について伺います。
　まず、令和６年の米軍人等による事件・事故の件数について伺います。
○玉元宏一朗基地対策課長　令和６年度における米軍構成員等による刑法犯検挙件数は73件、そして酒気帯び運転などの事案については52件発生しております。
　以上でございます。
○当山勝利委員　このような事件・事故、それから米軍基地があるがゆえに起こる軍としての事故もあると思います。令和６年度は再発防止のための要請行動というのは、何回行われたのか。また、これ県内、県外とあると思いますので、それぞれどういう要請を何回ずつ行われたのか伺います。
○玉元宏一朗基地対策課長　先ほどの答弁の中で、米軍機の演習などに係る事故については答弁しておりませんでしたので、今申し上げますと、24件発生をしております。これらに関する要請件数ですけれども、令和６年度は、米軍人等による事件・事故に関する要請につきましては、文書抗議を２件、口頭要請を54件、計56件実施しております。そのうち県内での要請が53件、県外での要請は３件となっております。また、嘉手納飛行場におけるパラシュート

降下訓練など、米軍の運用に係る要請については、文書抗議13件、口頭要請19件、計32件実施をしております。

○当山勝利委員　数多くの米軍構成員の事件・事故、それから軍自体の事故とか、あと嘉手納のパラシュート降下訓練もこの間ありましたよね。これらのいろいろなことに対して皆様方が要請し、取り組まれているけれども、でも、今どうかというと、やはり日米の軍事的な強化というのは強まっていますし、その軍事的な連携もさらに加速しているようなところがあります。基地負担が減少するどころか、もっと基地負担が増えているような状況があると思います。

本当に私たち県民は基地負担を減らしてほしいということをずっと言っているわけなんですけれども、その取組について伺いたいと思います。

○溜政仁知事公室長　県としましては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還というのは求めている中、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。機会あるごとに、日米両政府に対して、沖縄の過重な基地負担の軽減というのを求めていると、これはこれまでも求めていたところでございます。特に、統合計画等に基づく在沖海兵隊約9000人の国外移転については、令和６年12月に在沖海兵隊約100名がグアムへ移転を開始したという発表があったんですけれども、その後の具体的な移転というのはいまだに示されていないということもありまして、それについては早期に明らかにするように求めております。

本年８月にハワイに知事が訪れた際にも、太平洋海兵隊の司令官にもそのことを求めたところでございます。そのほか、辺野古に関するトークキャラバンあるいは全国知事会、渉外知事会との連携による地位協定の改定要請等、基地問題の解決に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○当山勝利委員　委員長、休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、当山委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

当山勝利委員。

○当山勝利委員　ただいまの質問の中で、日米の軍事強化、それから軍事連携が強まっている中で、私たち県民が望んでいるのは基地負担の軽減であるということでありますから、ぜひここは知事に対して、基地負担軽減に向けての取組をどう考えて、どう行動されるのかということを伺いたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、14日の質疑終了後に協議いたします。

先ほど当山委員に対する答弁の中で、基地対策課長から答弁の訂正をしたいと申出がありますので発言を許します。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長　申し訳ございません。

先ほど、当山委員から、米軍人等による事件・事故の件数についての御質問ありましたけれども、私が令和６年度におけるというふうに答弁してしまいましたが、正しくは令和６年、暦年の件数ということでございますので、おわびして訂正いたします。

○当山勝利委員　分かりました。

あと、それ以外の通告してあった質疑に関しては、これまでの質疑、やり取りがあって理解できましたので取り下げます。

ありがとうございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　大田守委員。

○大田守委員　まず、主要施策の22ページのほうをお願いします。

そちらのほうで、沖縄県平和祈念資料館展示更新事業の執行率は3.5％ですが、この令和７年度においてはどこまで進んでおりますか。現在の進捗状況を伺います。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

執行率が低い原因も併せてお答えいたしますが、平和祈念資料館展示更新事業につきましては、令和６年度中に策定予定でありました、基本構想と基本計画について、監修委員会での多くの意見について十分な検討期間を確保する必要があったため、委託料の繰越しを行ったことにより執行率が低くなっております。

委員御質問の進捗状況でございますが、展示更新の基本構想は、令和７年１月に策定したところであり、同構想の基本方針や展示更新の基本的な考え方を踏まえた展示更新の基本計画につきましては、パブリックコメントの意見等も踏まえ、今月10月６日に知事決裁を経て策定して、公表も進んでおります。

以上となります。

○大田守委員　今年度中には、この事業計画のほうは、もうしっかり完了するということでよろしいでしょうか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　展示更新の基本計画は策定済みでございます。

以上となります。

○大田守委員　あと24ページの不発弾等処理事業費のほうをお尋ねしたいんですが、執行率は91％、それでも１割近い不用が出ております。不用額が１億8000万、繰越しが6300万円ほど出ておるんですが、この繰越しは令和７年度、ほぼほぼ完了したと考えてよろしいでしょうか。

○古堅宗一朗危機管理課長　お答えいたします。

令和６年度の繰越分は、令和７年度中に終了しております。

以上です。

○大田守委員　今年も糸満のほうで、また黄リン弾の爆発事故がありました。これまだまだ進んでいないんですよね。話によると、手続が複雑じゃないかということも聞こえてくるんですが、その点に関していかがでしょうか。

○古堅宗一朗危機管理課長　お答えいたします。

今委員がおっしゃるのは、事前に、個人の住宅等の建物を建てる前の探査のお話だと思います。そのことは置いといても、これまで過去に、この制度ができる前などに建った建物の下については、探査されないまま建物が建っている可能性もありますので、ここから見つかる不発弾というのはまだまだあるという認識でございます。それで、今おっしゃるように、新たに建物を建てる場合に、この事業が対象となるものについてどんどん活用してもらいたい、全土の探査をして処理をしてもらいたいという中で、探査の申込みの手続が複雑だという声があることも承知しております。

この簡素化につきましても、関係者間でいろいろ相談しながら事務的な手続の簡素化ですとか、出してもらう図面のチェックリストを確認をしながらスムーズにできるように、時間的に短くできるように、利用しやすくなるように努力をするよう関係機関で話し合いながら進めています。

以上でございます。

○大田守委員　よろしくお願いいたします。

あと、最後に１ページ、基地関係業務費とありますけれども、これも何度も知事は訪米されておりますけれども、その成果というか、それがなかなか見えてこないような気がするんですけれども、アメリカ政府もしくは国防省の方々の、どういった要人の皆さん方と会えているのかどうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　令和６年度、昨年度の訪米についてでございますけれども、訪米に当たって知事が面談できた関係者は計61名ですけれども、その中の内訳を簡単に申し上げますと、国務、国防総省の関係者は、国務省のアジア太平洋局日本部長ですとか、国防総省インド太平洋安全保障担当日本政策部長。また、２つ目のカテゴリーとしては連邦議会議員及び補佐官は42名おりまして、そのうち30名は民主党のプログレッシブ・コーカスという議員連盟の会議に出席した30名、そのほかの12名の方は、例えばエリッサ・スロトキン下院議員の補佐官、その次にジル・トクダ、この方は県系のハワイ州選出の民主党の下院議員ですけれども、その方ですとか、グレン・グロスマン下院議員、その他の方がいらっしゃいます。そして、有識者としては、これは共和党系のハドソン研究所という研究所の日本部長のケネス・ワインスタインさん、また、先ほども名前出しました、アメリカン大学の教授のピーター・カズニックさんほか、有識者は11名。そして、連邦議会調査局という、連邦議会のＣＲＳと言われている調査部門のシンクタンクですが、そこの関係者、研究員の方６名と、そういう形で面談を重ねております。

以上です。

○大田守委員　なかなか成果が出ていないということは、やはりある一定の鍵を握る方々と会えていないんじゃないかという気はしますけれども、日本の外務省との連携はどうなっておりますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　訪米に当たっては、外務省にも便宜供与のお願いをいたしまして、常に連携をして進めております。

○大田守委員　今年、令和７年度に共和党に変わりました。これまでは多分、民主党の方々と主体的に会っていたと思うんですけれど、この共和党のほうとの会議というか、人脈形成の道筋はあるんでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　これまでワシントン駐在は、民主党、共和党とどちらにも偏ることなく、できるだけバランスを取って面談などを重ねてきております。今回、昨年度の訪米においても、共和党系のシンクタンク、ハドソン研究所との新たな取組としてのシンポジウムの開催とかも行っておりますので、どちらの政権になったとしても、引き続きこ

れまでと同様に、バランスを取って取り組んでいきたいと思っております。

○大田守委員　米軍基地に関してのアメリカ訪米の公務では、知事の中でもほぼほぼいないと思うんです。そうなってくると、やはりこれだけ長い間、アメリカ訪米しながら基地問題をお話ししてきても、なかなか成果が出てこないと。そこはやり方をもう少し考える時期に来ているんじゃないかと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長　例えば今回のＮＤＡＡ国防権限法については、知事の訪米、あるいはワシントン駐在の働きかけに基づいて沖縄関係の項目が今、下院の案として盛り込まれているということもありますので、成果が出ていないというものは違うのかなというふうに考えております。また、目的としても、沖縄の状況というのを直接連邦の政府の方々、あるいは連邦議会議員、あるいは米国民に知事が直接伝えて理解をしてもらうということで訪米を行っていますので、それは今、課長からあったように多くの方々にも会って、講演等も行っておりますので、そこはある程度、一定程度の成果があったと考えているところでございます。

今後といいますか、やはりこれもより効果的な訪米の在り方というのは委員のおっしゃるとおり、そこは日々考える必要があろうかというふうには考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、大田委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

大田守委員。

○大田守委員　知事に対して今回の訪米に関する成果等について。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提案内容については、14日の質疑終了後に協議いたします。

それでは、以上で知事公室関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん並びに委員の皆さん、御協力ありがとうございました。

大変御苦労さまでした。

休憩します。

（休憩中に、執行部退席）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、10月14日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆様、大変御苦労さまでした。

本日はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　西　銘　啓史郎